

平成26年第3回京丹波町議会定例会（第1号）

平成26年 9月 2日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成26年 9月 2日

23日間

至 平成26年 9月24日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 議案第53号 平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約について

第 7 議案第54号 平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約について

第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

第10 議案第55号 京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第11 議案第56号 京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第12 議案第57号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第13 議案第58号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第59号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第60号 平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第16 議案第61号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

- 号)
- 第 1 7 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 8 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 9 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 0 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 1 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 2 認定第 1 号 平成 2 5 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 3 認定第 2 号 平成 2 5 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 4 認定第 3 号 平成 2 5 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 5 認定第 4 号 平成 2 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 6 認定第 5 号 平成 2 5 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 7 認定第 6 号 平成 2 5 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 8 認定第 7 号 平成 2 5 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 9 認定第 8 号 平成 2 5 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 0 認定第 9 号 平成 2 5 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 1 認定第 1 0 号 平成 2 5 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 2 認定第 1 1 号 平成 2 5 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 3 認定第 1 2 号 平成 2 5 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 4 認定第 1 3 号 平成 2 5 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 第35 認定第14号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第36 認定第15号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第37 認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第38 報告第2号 健全化判断比率について
- 第39 報告第3号 資金不足比率について
- 第40 報告第4号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について
- 第41 報告第5号 株式会社丹波情報センターに関する経営状況について
- 第42 報告第6号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会に関する経営状況について
- 第43 報告第7号 公益財団法人丹波ふるさと振興公社に関する経営状況について
- 第44 報告第8号 公益財団法人瑞穂農業公社に関する経営状況について
- 第45 報告第9号 財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 森田幸子君
- 2番 松村篤郎君
- 3番 原田寿賀美君
- 4番 梅原好範君
- 5番 山下靖夫君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 岩田恵一君
- 8番 北尾潤君
- 9番 鈴木利明君
- 10番 篠塚信太郎君
- 11番 東まさ子君

- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君
- 1 4 番 山 田 均 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 藤 田 真 君
- 瑞 穂 支 所 長 川 寫 勇 人 君
- 和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 かお り 君
- 子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
- 医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
- 農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
- 商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
- 土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君
- 水 道 課 長 山 田 洋 之 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 教 育 次 長 中 尾 裕 之 君
- 代 表 監 査 委 員 小 畑 圭 一 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・山内武夫君、1番議員・森田幸子君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月24日までの23日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第53号ほか29件です。ほか諮問報告があります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

去る7月25日に全員研修会が開催され、議員の皆さんに研修いただきました。

8月18日には、産業建設常任委員会が開催され、所管の調査・研究及び現地踏査が実施されました。

また8月19日には、福祉厚生常任委員会が開催され、現地踏査の実施及び所管の調査報告など協議されました。

8月29日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情書等を議員のお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成26年第3回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますこと、ここに改めて厚く御礼申し上げます。

今期定例会は、私の1期目の集大成となる、平成25年度決算を上程させていただくこととなりました。この間、常に住民目線に立った行政運営を心がけ、積極的な予算措置を講じてまいったところであります。議員各位並びに町民の皆様のご深いご理解とご協力によりまして、その取り組みが着実に進んでおりますことを実感し、ここに厚く感謝申し上げます。

さて、本年8月10日から11日にかけて発生しました、台風11号による被害に始まり、翌週の前線豪雨被害など、例年になく8月の大雨、暴風、洪水により、全国各地で被害が発生いたしました。特に本町に隣接する福知山市での甚大な浸水被害の現状は、集中豪雨の恐ろしさを改めて感じたところでございます。また、広島市で発生しました大規模な土砂災害では、多くの住民が犠牲となりました。ここに心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

今般、福知山市への災害復旧支援につきましては、隣接町としまして、社会福祉協議会と連携をとりながら本町の職員も連日災害支援派遣を行ったところでございます。また、8月

28日には本町と町社会福祉協議会との間で、非常設型の災害ボランティアセンターの設置と運用に関する協定を締結いたしました。

本町において大規模災害が発生した場合、災害ボランティアによる復旧支援活動を円滑に運営することを目的としております。今後も、町社会福祉協議会と連携をとりながら住民の安心・安全を確保するために努力してまいりたいと考えております。

次に、国内の経済状況であります。本年8月に発表された2014年4月から6月期の国内総生産は年率換算で6.8%のマイナスとなりました。4月の消費税率8%への引き上げによる駆け込み需要の反動で個人消費などが低迷したことが要因と考えられ、東日本大震災のあった平成23年1月から3月期、年率6.9%減以来の大幅なマイナス成長となったところであり、政府は、来年10月に予定される消費税率10%への再引き上げの是非を年末には判断するとされていることから、今後の消費動向等をしっかりと見きわめ、判断されることを望むものであります。

次に、本年度の主要事業の執行状況についてご報告を申し上げます。

地域医療体制の確立と推進についてであります。今年4月からは京丹波町病院において毎週土曜日の午前中に、内科と小児科で診察を行っており、医療体制の充実に努めているところでございます。和知歯科診療所におきましても、昨年10月の歯科診療室を1階へ移転し、利便性の向上を図ったところであり、外来患者数も徐々に増加しております。

町営バスの運行につきましては、須知高校生への通学助成として本年度は現在までに延べ27名の方に助成金を交付しております。町内唯一の高校として、引き続き支援を行ってまいります。

次に道の駅「京丹波 味夢の里」の整備につきましては、本体施設の基礎工事が間もなく完成し、いよいよ建屋工事に入ります。平成27年4月のオープンに向け、事業は順調に進んでおります。さらにこの施設で地域の農産物や加工品を販売する出荷者協議会が、本年6月30日に設立をされまして、新たな直売拠点の開設に向け動き始めております。

住宅改修の推進につきましては、住宅の耐久性の向上や、環境に配慮した改修に対しまして、補助金を交付しているところであり、7月末現在では申請件数が67件、補助金にして457万円を交付しており、地域における経済効果も上がっていると推測いたしております。

次に一大イベントであります、「京丹波・食の祭典2014」は、10月26日に丹波自然運動公園と須知高校をメイン会場として計画しております。現在、企画運営を町観光協会に委託しまして、その準備を進めているところであり、昨年を上回る来場者を目指し、本町の豊かな食を味わい、堪能いただけるイベントとして開催したいと考えております。

次に、今年度も引き続き実施しております町長と語るつどいの開催状況であります。本日の和知会場を残すのみとなりました。各会場におきましては、多くの住民の皆様にご参加いただき、貴重なご意見、ご提言を頂戴しております。今後の町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

次に、8月15日から18日にかけて熊本県において開催されました第44回全日本中学生ホッケー選手権大会に出場しました蒲生野中学校男子と女子、瑞穂中学校男子は健闘も及ばず惜しくも予選リーグで敗退となりました。しかし、近畿地区予選を突破し、全国大会で戦った姿は京丹波町民に元気を与えてくれたものと感謝するとともに、生徒たちがこれからも活躍してくれることを願うものであります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君） 以上で、行政報告を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長（野口久之君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

《日程第6、議案第53号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約について～日程第7、議案第54号、平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第53号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約についてから、日程第7、議案第54号、平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案の中で、まず議案第53号と54号を、概要を説明させていただきます。

議案第53号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約についてであります。長谷川・美建特定建設工事共同企業体代表者長谷川体育施設株式会社関西支社と1億7,093万7,000円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いいたしております。

議案第54号、鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約についてであります、株式会社野口建設と6,837万8,040円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いしております。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 議案53号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、平成8年度に整備しました人工芝の経年劣化による損傷と、不陸が著しい状況であり、来年度、全国高等学校総合体育大会の、ホッケー競技のメイン会場として決定されたことを契機に、快適なスポーツ環境を整え、ホッケー競技のさらなる普及を図ることを目的に、改修工事を行うものでございます。

議案書の次のページに資料といたしまして、改修工事の概要を記載いたしております。人工芝舗装の面積につきましては8,330平方メートルで、11人制コート1面と6人制コート4面のホッケーラインを入れることとしております。人工芝のタイプにおきましては、現在と同じく、使用時に散水を行うウォーターベースの人工芝であります、材質につきましては現在のナイロン製のものより滑らかで、やわらかく、肌へのダメージを軽減できるポリエステル製のものに変更し、夏場の温度上昇抑制機能を有する人工芝を採用しております。特に小中学生の利用が多いことから、安全性が図れるものと考えております。人工芝舗装以外には、暗渠排水等のグラウンド排水口、足洗い場や、進入路整備等の附帯施設整備工、既存人工芝やゴムチップ舗装の撤去と、そして自動散水、散水管布設等の散水設備の整備等でございます。

議案書4枚目には参考としてホッケー場の平面図を添付しております。また、入札結果につきましては別紙のとおりでございますので、ご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいま上程となりました、議案第54号 平成26年度鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

今回の解体施設は、平成16年度に鳥インフルエンザが発生しました旧養鶏場跡地に残る

鶏舎群及び鶏卵出荷施設、堆肥製造施設等のうち、大型鶏舎 9 棟となっております。平成 25 年度に施設全体の解体にかかる工事費の積算業務を発注したところ、約 2 億円弱が必要であることが判明し、工事執行に対する財源について調整した結果、複数年での分割執行が妥当との判断から、本年度については 1 億円の予算計上を行い、これを承認いただいております。

解体工事の対象施設については、資料につけております配置図をごらんください。建物群につきましては、配置図中央を走ります町道安井小野線を境に南北に分かれておりますが、今回は斜線を引いております施設南側 9 棟約 1 万 5, 0 0 0 平米を解体工事の対象としております。このほかに建物内外に存在します備品類の撤去、解体対象範囲に設置されている電気設備類の撤去。また、仮設工事として工事範囲の仮囲い、解体に必要な足場の設置なども含んでおります。なお建物の基礎コンクリートにつきましては、今回の工事には含めておりません。これは複数年の初期工程に撤去しますと、次年度以降の広範囲にわたっての雑草の繁茂が予想されますので、これを抑制するためにも最終的な工程で撤去を考えたものでございます。

なお、本工事の契約につきましては、議案第 5 4 号のとおり、契約金額 6, 8 3 7 万 8, 0 4 0 円、契約の相手方京都府船井郡京丹波町豊田新田 1 0 1 番地、株式会社野口建設、代表取締役野口芳彦。契約期間は、平成 2 7 年 3 月 1 0 日までとしてお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第 5 4 号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、お認めいただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第 5 3 号 平成 2 6 年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約についての質疑を行います。

坂本君。

○6 番（坂本美智代君） おはようございます。

今、次長より説明をいただきまして、今回、平成 8 年に改修をして以後の今回の改修ということですが、頻度にもよるんですけども、これまでナイロン製からポリエステルにするということになるんですけど、それによってどのくらいの年数が、何年ぐらいもつのかということがわかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 現在のグリーンランドみずほのホッケー場の芝ですが、あれ平成

8年度に整備したものでございまして、現在まで17年間もっておりますが、通常は、おおむね10年程度とされております。ただ、みずほホッケー場につきましては、平日、冬場等の使用が少ないということで、17年間もったわけでございますが、今度芝をかえることによりまして、年数的には同じように10年程度ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○1番（森田幸子君） 済みません、お尋ねします。

ホッケー場のグラウンド面だけの、今回は改修かと思うんですが、周りの観覧席のほうの予定は、何かありますでしょうか。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 今回の案件につきましては、グラウンドの芝を張りかえることとしておりますので、観客席等につきましては、今後の課題として今回については入れておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） お尋ねをしておきたいのは、工事の概要の中で構造物の撤去一式というのがあるんですが、今説明をしていただいた中では、特段、構造物の撤去については説明がなかったと思うんですけども、どういうものが予定されておるのかというのが1点と、それからまあ、ちょっと単純なことで申しわけないですが、当初予算で予算が計上されたわけなんですけども、そのときには企画政策課で予算が挙がっておったと思うんですが、今、教育委員会から説明を受けたんですけど、それ予算との関係でいうと、企画で予算を計上して、教育委員会が実際は担当すると、こういうことなのか。ちょっとその点、合わせて。

本来なら、教育委員会の予算で挙げておくべきではなかったのかと思うんですが、その点合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 撤去といいますのは、現在、劣化した芝と、あとアスファルト等も含めまして、そういう撤去をさせていただくということでございます。

また、今回の工事につきましては、予算的には企画のほうで挙げさせていただいたということになっておりますが、これは指定管理制という立場で、ということで、予算を企画のほうで挙げさせていただいて、工事につきましてはグリーンランドみずほの芝の張りかえ工事は、来年度行われる高校総体をメインとしたもので捉えますので、そこに関係するところは

教育委員会でございますので、工事のほうにつきましては教育委員会のほうでさせていただくということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 工事の中身のことで少しお尋ねしておきたいんですが、当然、人工芝で散水もやられるということで今回暗渠排水の工事も、先ほどあったわけでございますけれども、現在も暗渠排水はされておると思うんですけども、改めてもう一遍、元からやり直すということで暗渠排水の工事ということになっておるのかということ。それから、今回契約する相手方は長谷川美建ということになっておるんですが、長谷川というのは体育施設の専門の会社だと思うんですけども、この撤去した人工芝とかそういうアスファルト破片とかそういうものは、会社が責任を持って処理処分するという、そういうことでいいのかどうか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 現在、暗渠排水が入っておりますが、グラウンドの、グラウンドと言いますか、フィールドの中にこう暗渠がこう通っているような感じにもなりますので、漏水したりとか詰ったりして、今現在暗渠の排水機能が余り満たしてないということで、今回、暗渠排水については、放送席側と観客席側の2筋に設置して、形状はいわゆる網状配水管ネトロン、口径にして15ミリの有孔管、一部無孔管ですけども、それを設置するつもりでございます。また、面状排水といたしましてグラウンドの、フィールドの中に7メートル間隔で面状排水をさせていただいて、雨水、雨がこう激しく降ったときにも、その雨水が面状排水を通じまして、暗渠のほうへと一緒に流れるという形を取らせていただいております。

また、処分につきましては一部芝については再利用を考えております。小中学校なり、また、グリーンランドで再利用していただくということで、今、集計をとっているところでございます。残りにつきましてはまた、ほかの必要なところがあれば、また希望をとっていきたいと考えております。そのほか、全部が全部、再利用できるわけではありませんので、残りについては、業者が責任をもって処分していただくということになります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 人工芝の再利用ということでしたんですが、相当傷んでおって、今回張りかえをするということなんですけども、その再利用、それで利用できればいいと思うんですけども、どういうところに利用を考えておられるのか。特段、傷んで張りかえる人工

芝を再度利用するという事なんですが、十分、どういうところに使う場合に利用が可能なのかということと、それに対する費用もこれ当然ついて回ると思うんですけども、それはその請けたところが持つことになるのか、素人でも張れるのかどうかということも含めて伺っておきたいと思っております。これは専門業者でないと張れへんのではないかと考えるわけですけども、合わせて伺います。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 人工芝の再利用につきましては、全部が全部使えるわけではありませんで、約8,000平米のうち、5,000平米あたりが使えると考えております。その利用につきましては、小学校・中学校で、例えばこの外の廊下等ですべるところに張るとか、そういう希望も既にとっております。また、その費用につきましては、短く切っていただくということは、既にこの設計の中でお願いしているところがございます、また、取りにきていただくということにはなるとは思いますが、できるだけよりよい方向で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） ちょっとお聞きしたいんですけども、この音響設備ですね。これはもう既に平成、いつやったかわかりませんが、十分な状態になっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。二、三年前に使われた方が、音響設備が非常に老朽化してるといようなことをおっしゃってました。来年の大会のメイン会場にするとしたら、音響設備ちゅうのは絶対に必要なもんですので、今回の整備の中に入れていけばいいんですけども、入ってないってことですし、もう既にそれは改修済みだということであればそれでもいいわけですけども、どうなっているのかお聞きします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） ご指摘のとおり音響設備については今回の設計には入っておりません。今回少し、請負残等が出ますので、その中で、外構設備ともはじめホッケー関係者のご意見を聞きながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 今回の事業の中には入っていないということなんですか。その分は追加をされるということですか。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 今回の事業については入っておりません。今後先ほど言いましたように、関係者等の意見を聞きながらそういう必要なものについては、少し追加をお願いすることとなると思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○10番（篠塚信太郎君） 今回、改修工事のですね、この設計積算をしました委託業者名を教えてください。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 設計につきましては、本町の土木のほうで主にお世話になったということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって、議案第53号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約についての質疑を終わります。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号、平成26年度 グリーンランドみずほホッケー場改修工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の、質疑を行います。

山田君。

○14番（山田 均君） 提案になっております54号について、お尋ねしておきたいと思うんですけども。

一つには、今回、契約と同時に当初予算で見えますと、跡地活用基本計画策定というのが47万6,000円と、跡地管理が21万円というのが、合わせてこの農場跡地の活用事業

として予算が計上されておったわけでございますけれども、これについてはこの解体と合わせて進んでおるのかどうかということと、どういう基本策定の状況なのかということとを合わせて伺っておきたいというように思います。

それから今回、解体をするわけでございますが、地元の方々を含めて、非常に長年の要望であったわけでございますけれども、処分をした資材といいますか、鉄骨、木材もあると思うんですけれども、どういうその処分の方法というのを指示されておるのか、あくまでも業者の責任ということなのか、その辺について合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回の解体と合わせまして、跡地利用の件につきましては、地元、また京都学園大学、また行政とですね、話し合いをしながらただいま現在、森林公園化というようなかたちで進めておるようなところでございます。

今後におきましても、跡地利用の分につきましては、地元としっかりお話をし、地元の意見を酌み入れながら取り進めていきたいというように思っておるところでございます。

また、解体処分でございますけれども、これにつきましては、積算の中で、近隣の比較的処分としてしやすい近くのところでございまして、福知山の近畿環境のところに運ぶというようなかたちにしております。また、鉄骨なり、鉄くず、アルミ類、それからステンレス類につきましては、その分を設計額から古材として評価をしておりまして、設計額から排除をしているようなかたちでしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 今、鉄骨とかそういうものについては設計額から引いておるといことなんですけれども、いろいろ聞いておりますと、そういうものも値上がりをしておるといようなことを聞いておるんですけれども、具体的には設計の中では、どのぐらいの単価で見られるのか、そのいわゆる収入として見られる分ですね、その点について、一つ伺っておきたいということ。それからまあ、森林公園化などについて地元と協議中ということなんですけれども、具体的にはこの跡地活用について、めどとしては、いつの年度も含めてですけれども、時点ですべてまとめてしまうということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

いろんな方々からの協力を得て、検討されておるといようには聞いとるわけでございますけれども、いよいよまあ解体工事が始まるということになりますと、一定、そういう活用の方向というのをはっきり定めて進めていくということも必要かと思うんですけれども、その点について合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、森林公園等の跡地活用の最終的な時期でございますけれども、これについてはできるだけ早期に地元との調整なりを行って進めてまいりたいというように思っております。うちのほうとしましても、できるだけ早く地元と協議をしてですね、一定の計画的なものにつきましては、できておるわけではございますけれども、具体化をしてまいりたいというように思っておるところでございます。

また、先ほどの鉄骨なり金属製品の単価でございますけれども、全体でうちのほうで見いておりますのが、約417万5,347円程度が出てくるというようなかたちで、全体として見させていただいておるということでございます。

単価につきましてはそれぞれのもので、ちょっと単価の算定が、現在ちょっとありませんので、また後日、お答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 地元と協議中ということなんですけれども、一応、めどとしては、どこの、来年もう一年、こう解体にかかるということなんですけれども、それによって解体した後の情勢と言いますか、そういうものと関連があると思うので、一応、時期としてはいつの時期を地元との協議終了と言いますか、具体化を含め終わろうということを考えておられるのか、伺っておきたいということと。それからこの今の鉄くずとかアルミなどの単価、総額が417万円ですか、言われたんですけれども、これはいつの時点のいわゆる単価を、どういう資料に基づいて単価というのは出されておるのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 地元との協議でございますけれども、2カ年にわたる解体ということもございます。そして、その中身等も詰めていかなんということ、2カ年の解体工事とあわせて話し合いを進めていくというようなことで、原案につきましては次年度、27年度解体工事とあわせて、最終的な地元との協議を終わらせたいと思っておりますし、直近の単価でございますけれども、6月時点の単価で積算をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） 撤去の中にですね、現在、その町道に隣接したり、また町道の上をまたいでるコンベアー施設があるんですけれども、その分は町道を利用する町民にとって、い

つも不安に感じているんですけども、今回のこの撤去する分に小型備品も含むと、こうなっておるので、この中に入っているんだと思うんですけども、再確認をしておきます。

サイロと町道を横断しているベルトコンベアー、これは解体の対象になっているかをお聞きします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 村山議員からのご指摘の町道をわたっております卵を搬送するベルトコンベアーのことだと思うんですけども、今回についてはその部分を含まずに、大型の鶏舎9棟ということになっております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○13番（村山良夫君） サイロはどうですか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 大型のサイロにつきましては撤去工事の中に含んでおります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） この工事の施工につきましては、本当に喜ばしいことだと思っておりますが、先ほど、議案第53号もそうなんですけれども、今般の第54号では失格者が入札参加者のもう半数以上になるんじゃないかな、これ7名ということで、そういう結果になっております。うち1社はわずか1,000円のことで失格になったというようなことで、最低制限価格も以前より1割程度上がったんじゃないかというふうに思うんですけども。全てがですね、その最低制限価格付近での争いというようなことでございまして、予定価格あたりでの入札、札の入札がないというような結果でございまして。

このことは予定価格を決定する上で、こんなことないと思うんですけど、設計価格が過大設計とともとれるような、そういうようなニュアンスも持たれるんじゃないかというふうに思うんですけども。また予定価格のあり方も問われるんじゃないかという思いもいたすところございまして、またあわせてですね、最低制限価格の決定も含めまして、この結果についてどのように分析し、判断されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 今回の結果につきまして、非常にこう競った、何て言いますか、最低付近とはなりましたけれども、それぞれ近い積算をしていただいたというふうに思っております。

最低制限価格につきましては、以前より各議員から業者の疲弊につながるんじゃないかということも聞いておるところでございましたけれども、昨年も、国・府のほうで、そういっ

た最低制限価格の設定につきましての見直しとかそういうものをして、本町もあわせて同じくさせていただいております。

ですから、国・府レベルと同等ということでご理解賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○7番（岩田恵一君） いずれにしましても、これまでの工事、また今回提案されております工事につきまして、いずれも全てですね最低制限価格あたりで争っているということで、以前から私もちょっと何度か提案をさせてもろったんですけど、予定価格の事前公表を廃止するとかいうことで、もう少し、アベノミクスですね景気回復というようなことで、当然、こうした土木工事関連への若者の参入とかいうことも大変厳しい状況の中で、こういうことを促す、また将来につなげていっていただく、また、これまた発生しております災害等につきましてですね、強固な組織体制をつくっていただけるというようなことも含めまして、そういった理念から、私の提案しているような思いはないのか、改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 毎回、同じ回答になって大変申しわけないんですけども、やはり今回予定価格の公表をすると本町がしておりますのは、過去の事件のこともございまして、やはり透明性を確保するという部分において、ちょっと強い意志を持っておりますので、現在のところ考えておりません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号、平成26年度 鳥インフルエンザ発生農場跡地解体工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第37、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第37、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第37、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、説明続けさせていただきます。

諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本年12月31日をもって任期満了となります、谷 碩子委員、和久田正八委員をともに再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。

お二方とも、人権啓発や人権相談など、積極的に活動いただいているところであり、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第55号、京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案第56号、京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案第57号、京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法において、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

議案第58号、京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたびの元職員が公金を私的に流用した件に関しまして、私と副町長の管理監督責任を明らかにするものであります。

議案第59号、京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額、117億5,362万円に、今回、9億5,430万円を追加しまして、補正後の額を127億792万円とすることをお願いしております。平成25年度繰越金及び本年度の普通交付税等の確定を受けまして、必要となります事業を中心に編成いたしております。主な事業ではJR和知駅前の多目的トイレの設置等に607万円、自然双生運動公園施設撤去費に2,327万円。商工費では、商業集積施設丹波マークス及び本町が実施します第三セクターの丹波地域開発株式会社への経営支援費として6億700万円。本年8月9日から10日に発生しました台風11号被害等に伴う災害復旧費として12億2,186万円を計上したところであります。また、4月の人事異動等に伴う人件費の精査を行うとともに自治振興補助金事業に591万円、水痘・成人用肺炎球菌ワクチン接種委託料に607万円。昨年の台風18号被害及び本年8月の台風11号被害に係る施設等復旧に伴う農林事業補助に3,300万円を計上しております。

歳入につきましては、普通交付税確定による増額2億2,503万3,000円、前年度繰越金の増額638万4,000円、不足する事業への充当財源として、財政調整基金からの繰入金5億7,729万円を主なものとして関連する特定財源の精査により編成したものであります。

議案第61号、平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額19億8,655万円に、1,631万4,000円を追加し、補正後の額を20億286万4,000円とすることをお願いしております。療養給付等負担金等の返還にかかる増額のほか、前年度繰越金等の確定による精査を行うものであります。

議案第62号、平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額2億2,671万7,000円に、140万5,000円を追加しまして、補正後の額を2億2,812万2,000円とすることをお願いしております。前年度繰越金の

確定による精査及び広域連合納付金の増額等を行うものであります。

議案第63号、平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、事業関係において、補正前の額20億3,324万4,000円に1,625万4,000円を追加しまして、補正後の額を20億4,949万8,000円とすることをお願いしております。前年度繰越金の確定による給付費準備基金への積み立て及び前年度介護給付費負担金等の確定による返還金について計上しております。また、老人保健施設サービス勘定では、補正前の額1億5,720万円に1,109万6,000円を追加しまして、補正後の額を1億6,829万6,000円とすることをお願いしております。医師1名の増加を含む人件費等の精査を行うものであります。

議案第64号、平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額14億8,080万円に1,790万円を追加しまして、補正後の額を14億9,870万円とすることをお願いしております。前年度繰越金の確定による、精査及び上新田配水管付設工事測量設計業務委託費に1,200万円を追加するほか、前年度繰越金の確定による精査を行うものであります。

議案第65号、平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,566万円に160万8,000円を追加しまして、補正後の額を1,730万8,000円とすることをお願いしております。土地貸付料収入の増加及び前年度繰越金の確定による精査を行うものであります。

議案第66号、平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出において医療費用で予算の組みかえを行うほか、資本的支出に470万円を追加しまして、補正後の資本的支出を1億5,960万円とすることをお願いしております。収益的支出においては、人事異動による人件費の精査等を行うものであり、基本的支出においては京丹波町病院の非常用自家発電機の更新を行うもの、和知診療所のリハビリ室横トイレパーティションの取りかえを行うものであります。なお財源は過年度分損益勘定留保資金を充当することとしております。

続きまして、平成25年度決算認定議案につきまして概略説明申し上げます。

○14番（山田 均君） 議長。

○議長（野口久之君） はい。

○14番（山田 均君） ちょっと、暫時休憩。

○議長（野口久之君） 今、説明。

○14番（山田 均君） 説明やけどね、決算に入るまでに、補正予算のところまで数字をちょ

いちょい間違っって言わはったさかい、訂正しておいてもらわんとやな、先行ってしもうたら余計わからんようになるさかいに。

○議長（野口久之君） 訂正がございました。申しわけございません。

○町長（寺尾豊爾君） はい、済みません、ちょっとそれじゃあ、再度説明いたします。

本年、8月9日から10日に発生しました台風11号被害等に伴う、災害復旧費として、1億2,186万円を計上したところであります。よろしいですか。はい、済みません。

平成25年度は、町民の皆様にお約束しました安心、活力、愛のあるまちづくりの第1話を完結させる年度と位置づけまして、町民の目線に立った町政の推進に取り組んでまいりました。まず、安心のあるまちづくりでは、地域医療の確保を最重点課題として3名の医師確保を図り、地域医療の充実に努めてきたところです。昨年10月には、和知歯科診療所の診察室を2階から1階に移設し、利用者の利便性の向上を図ったところです。

次に、活力のあるまちづくりでは、最重要課題として有害鳥獣対策の一層の強化に取り組んでまいりました。特にシカの捕獲におきましては、ゲート式自動捕獲装置の実証実験を地域住民と連携して実施し、実績を積み重ねてきたところです。また、昨年10月27日には、「京丹波・食の祭典2013」を丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催したところ、来場者は1万1,000人に達し、食の町京丹波を広く発信することができました。また、未来への投資として進めています（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業は、DBO方式による事業者が選定され、道の駅「京丹波 味夢の里」の整備と合わせて、着々とその準備が進められております。

次に、愛のあるまちづくりでは、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料となりますニーズ調査を実施したところであり、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するための具体策を検討してまいります。また、出産から子育てに関しましてのさまざまな助成制度を紹介する、子育て支援ハンドブックを作成し、出産や子育ての不安を解消するためにサポートしているところであります。おかげをもちまして、それぞれの事業が無事完成、あるいは着実な進展をしておりますこと、ひとえに議員各位はじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜で、改めて深く感謝申し上げます。

一方、国におきましては安倍政権の経済政策でありますアベノミクスの三本の矢における、第3の矢が昨年6月に閣議決定されまして、経済成長に向けて民間活力を引き出すことを主目的に投資減税を通じた企業活動の活性化など、産業基盤の強化策を中心に打ち出されたところであり、成長戦略の推進によって持続的成長を実現する好循環を構築するものであります。その効果が目に見えて現われていない現状にあります。このような情勢の中、一般会

計の決算額は、歳入126億1,371万5,606円、歳出122億5,739万1,435円、うち、翌年度への繰越財源2億9,994万円を差し引いた実質収支では、5,634万4,171円の黒字決算となっております。なお、一般会計における平成24年度の黒字となった実質収支額3億4,172万8,122円と比較した単年度収支は2億8,534万3,951円の赤字、財政調整基金積立金を考慮した実質単年度収支は、2億8,131万8,951円の赤字であります。

一般会計の、主な執行状況であります。以下、万円単位で報告申し上げます。

まず、総務費では財政健全化対策として、土地開発公社先行取得用地の債務縮小に向けた土地の買戻しに4億3,094万円。先行取得用地活用対策基金の積み立てに5億4,993万円を執行しております。また、今後の財政需要に備えるための財政調整基金の積み立てに1億8,403万円。合併特例債を活用した振興基金積立事業に1億6,427万円。また、新たに過疎地域自立促進特別基金として、1億550万円を積み立てています。行政情報ネットワークシステム更新に伴うパソコン購入費等として1億595万円を執行しております。このほか、地域コミュニティ活動助成として自治振興補助金には公民館の改修及び複写機購入を主なものとし、17の自治会等に699万円、また協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金を7団体に149万円を執行したところでございます。

選挙費では全体で3,546万円を支出しており、主な内訳とし、参議院議員通常選挙費で1,420万円、町長選挙費では181万円、町議会議員選挙費では1,267万円、京都府知事選挙費では平成25年度の支出分として631万円などを支出いたしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の方々が、安心して暮らすことのできる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充実に配慮した予算執行に努めたところであります。障害者の自立支援事業に3億5,143万円、介護保険特別会計繰出事業に、2億6,483万円。後期高齢者医療制度に係る京都府後期高齢者医療広域連合への医療給付費負担金や、特別会計繰出金などの関係経費に2億5,540万円を執行しております。また、児童手当に1億9,286万円を執行したほか、本町の独自施策として中学校卒業までの医療費について月額200円の負担とする子育て医療費助成につきましては、3,194万円を執行したところであります。

保健衛生費では、町民の皆様が健康で生き生きとした生活を送っていただけるように、健康審査や予防事業などの保健活動を積極的に推進しており、特に本町では各種健診事業について、住民負担を無料として運営しております。これらの経費として母子保健事業に816

万円、生活習慣病に着目した特定健康診査等事業に1,362万円、後期高齢者健康診査事業に637万円、がん検診事業などに4,101万円を執行しております。

また、診療所費では京丹波町病院事業会計への運営補助金及び南丹病院負担金などに4億194万円を執行しております。

環境衛生面では、下水道会計への繰出を含め5億1,441万円、清掃費では船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億7,123万円。簡易水道費では、5億745万円を執行しております。環境問題に対する意識を高め、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めるとともに、統合簡易水道事業の促進など、安全で安定した水道施設の整備に努めたところであります。なお、住宅用太陽光発電システム設置補助金につきましては45件で512万円を執行しております。

労働費では国の緊急経済生活支援対策事業を受けまして、丹波自然運動公園協力会への委託事業などにより、322万円を執行したところであります。

農林水産業費につきましては、有害鳥獣対策をはじめ担い手の連携による農地保全や黒大豆、小豆、そば、京野菜等の特産振興、営農組織への支援など生産性の高い農業の実現に引き続き努めてまいったところであります。中山間地域等直接支払交付金に1億1,407万円。黒大豆、小豆、そば、京野菜等の特産物等作付奨励金に1,168万円。農地・水保全管理支払交付金事業に1,972万円を執行し、地域ぐるみの共同活動や営農活動支援を積極的に行うとともに、有害鳥獣対策として被害防止施設設置事業を中心に7,792万円を執行しております。また、農業機械導入補助を中心とする農業振興事業に、1,079万円。農道・農業用水路等の改修補助を中心とする農地保全事業に2,070万円。台風18号による被災施設の復旧補助金として6,058万円を執行したほか、青年就農給付金の支給などを行う京力農場プラン事業に2,801万円。食の祭典の開催など、京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業に543万円を執行しております。

林業費では、間伐作業等の集約化を促進する新森林整備地域活動支援事業に2,662万円を執行したほか、森林管理道開設事業に7,684万円。農地・農業施設及び林道災害復旧事業に、2,961万円、瑞穂支所、和知支所に薪ストーブを設置するとともに、薪ストーブ設置補助金を交付する、木のぬくもり活用推進事業で384万円を執行しております。

商工費では、低迷します消費経済の影響を受ける商業、中小企業に対する信用保証料補給や資金融資利子補給、商工会への小規模事業経営支援事業助成など商工振興対策に、2,784万円を執行したほか、京丹波町観光協会の運営補助に800万円を執行しております。

土木費では、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点整備事業に5億1,460万

円、畑川ダム関連事業に3,748万円を執行するとともに、道路維持や新設改良費に4億4,103万円、台風18号による被災施設の災害復旧事業に7,574万円、河川維持管理事業に1,065万円を執行しております。生活基盤の一層の充実と、本町の将来の発展に向けて、今後とも計画的な整備に努めてまいります。

消防費では、京都中部広域消防組合負担金に2億4,258万円、消防団の運営費に7,497万円のほか、防火水槽5基の整備や消防車両6台の更新など消防施設費に7,521万円を執行しております。今後とも安心・安全なまちづくりの基盤整備に努めてまいります。

教育費では、総額7億894万円を執行しております。各小・中学校、幼稚園の運営経費や、施設修繕を中心に取り組み、教育環境の充実を図り、心身ともに健康な児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、公民館費では、中央公民館の施設改修事業に3,532万円を執行しております。

以上、主たる決算概要について説明申し上げましたが、次に、普通会計を基にした財政構造面について申し上げます。

町税は、前年度に比べまして5,099万円増額の17億2,462万円となりました。これは、たばこ税の税率改正による増加や、固定資産税においては家屋や設備投資などの影響による増加等が主な要因であります。徴収率につきましては、現年度が前年度の98.53%から98.58%と0.05ポイント上昇しまして、滞納繰越分は、大口滞納者の納付などにより15.66%から、31.74%と倍増となりました。今後とも税負担の公平性を確保するため、京都地方税機構との連携はもとより、こまやかな納税相談の実施などに、一層の努力を重ねてまいります。一方、滞納の処分等の取り組みを行いながら、町税573万円、国保税359万円を、不納欠損処分させていただきました。前年度と比べ町税におきましては、昨年度の大口滞納法人に対する不納欠損処分が影響し7,821万円と大幅に減少を示したところであります。貴重な自主財源が徴収に至らなかったことはまことに申しわけなく思いますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。譲与税あるいは交付金関係では主に株式等譲渡所得割交付金の増加によりまして前年度と比較して445万円増額の3億6,739万円。地方交付税では、普通交付税が市町村たばこ税など、基準財政収入額の増加によりまして2,091万円減額の、49億7,296万円。特別交付税は5,023万円増額の、6億4,964万円となっております。

一方、歳出におきまして支出を拘束します義務的経費では扶助費で1,801万円の増額となったものの、人件費では324万円、公債費で1億4,000万円の減額となりまして、全体では1億2,523万円の減額で、41億380万円の決算であります。投資的経費で

は、道路新設改良工事や土地開発公社先行取得用地の買い戻し、また台風18号による被災施設の災害復旧工事の施工などにより7,363万円減額の27億2,279万円の決算となっております。

このような決算状況の中、財政構造の指標となります経常収支比率は前年度比0.6ポイント増の82.6%実質公債費比率は前年度と同じく14.4%となりました。経常収支比率の増加要因につきましては歳入経常一般財源において、市町村税が大きく増加したものの普通交付税や臨時財政対策債が減少したこと、歳出経常一般財源では給食センターの稼働による材料費等が増加したことや、水道事業特別会計の繰出金が増加したこと等によるものであります。これら指標の算定に大きなウエイトを占める普通交付税につきましては、合併特例による交付となっていることから、特例措置の終了を目前に控え、将来の財政事業を念頭に、一層の行財政改革に努めてまいります。

次に、特別会計の決算状況であります。国保京丹波町病院事業会計を除く、14特別会計の歳入総額は69億4,485万円、歳出総額は68億4,152万円で、実質収支は7,302万円であります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支のうち、経常収益は8億8,880万円、経常費用は8億6,406万円で、差引2,474万円の経常利益を確保いたしました。これを前年度繰越欠損金から控除しますと、同年度未処理欠損金は1億3,726万円となりました。今後とも一層、経営改善に努め繰越欠損金の縮小を目指してまいります。なお、資本的収支では、収入総額1億5,984万円に対し、支出総額は1億6,808万円となり、収支差額824万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

以上を申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。提案させていただきました議案は、32件のうち2件、議決いただいたんですが、細部につきましては会計管理者または所管する課長から説明させますので、何とぞ慎重に審議賜りまして、原案に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を担当課長から求めます。

長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第1号、諮問第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について、議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱するということになっております。その任期は3年となっております。

京丹波町では、現在11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいているところでございます。お二人とも、今年の12月31日をもって任期満了となられますが、これまでの活躍実績や地域における住民の信頼も厚いことなどから、引き続き人権擁護委員として再推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

まず、谷 碩子さんは、京丹波町質美谷垣内88番地にお住まいで、昭和20年3月25日生まれの満69歳で、現在3期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいております。

また、和久田正八さんは、京丹波町長瀬西ノ元37番地にお住まいで、昭和25年1月25日生まれの満64歳で、現在2期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいております。

それでは、諮問第1号、第2号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記。住所、京都府船井郡京丹波町質美谷垣内88番地。氏名、谷 碩子。昭和20年3月25日生まれ。平成26年9月2日提出、京丹波町長寺尾豊爾。提案理由、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記。住所、京都府船井郡京丹波町長瀬西ノ元37番地。氏名、和久田正八。昭和25年1月25日生まれ。平成26年9月2日提出、京丹波町長寺尾豊爾。提案理由、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

以上でございます。なお、それぞれ裏面に、主な履歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 議案第55号、京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げさせていただきます。

初めに今回の条例の制定の背景といたしまして、子ども子育てを取り巻く、家族、地域、雇用との環境が変化したことに伴う、晩婚化、出生率の低下、子育ての孤立感と負担感の増

加等により、急速な少子化が進んでおります。このような状況下、国は、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、法整備を進め、いわゆる子ども子育て関連3法を制定しました。この子ども子育て関連3法の一つである、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部は改正され、地域における子育て支援の充実を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例で基準を定めなければならないとされたことにより、市町村は基準条例を定める必要があることから、国の基準に従い新たに条例を制定するものでございます。なお、放課後児童健全育成事業とは、学童保育のことです。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。次のページをお開きください。

第1条は条例の趣旨で、本条例は児童福祉法第34条の8の2、第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条は、用語の定義です。

第3条は最低基準の目的等で、この条例に定める基準の目的が、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るく、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともすこやかに育成されることを保障するものとする。町は事業者に対して最低基準を常に向上させるように努めるものとするものでございます。

第4条は、事業者は最低基準を超えて常にその設備及び運営について、向上させなければならないとしております。

第5条は、事業者の一般原則を規定しているものでございます。

第6条は、事業者が行う非常災害対策を規定しているものでございます。

第7条は、職員の一般的要素を規定しているものでございます。

第8条は、職員は必要な知識及び技能の向上等に努める義務を有し、事業者はそのための研修の機会を確保する義務があることを規定するものでございます。

第9条は、事業所の設備の基準を規定するものでございます。

第10条は、支援員の配置人数及び資格の要件、並びに支援の単位の適正規模を規定するものでございます。

第11条は、事業者は、利用者によって差別的な取り扱いをしてはならないことを規定するものでございます。

第12条は、職員の虐待等の行為を禁止する規定をするものでございます。

第13条は、事業者の衛生管理、感染等の発生や蔓延の防止等の措置を講じる義務等を規

定するものでございます。

第14条は、事業者が定めなければならない運営規程の事項について規定するものでございます。

第15条は、事業者が備える帳簿について規定するものでございます。

第16条は、職員の秘密保持に関する責務及び事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならないことを規定するものでございます。

第17条は、事業者の支援に係る苦情等に対する対応について規定するものでございます。

第18条は、事業者の開所時間及び日数を規定するものでございます。

第19条は、事業者と利用者の保護者との密接な連絡の必要性を規定するものでございます。

第20条は、事業者と町などの関連機関との連携について規定するものでございます。

第21条は、事故発生時の対応及び賠償すべき事項が発生した場合の賠償義務を規定するものでございます。

附則といたしまして、第1条は条例の施行日でございます。第2条は第12条に規定する放課後児童支援委員の資格の要件の一部の経過措置を規定するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 議案第56号、京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、議案第55号と重複する部分もありますが、補足説明を申し上げます。

初めに、急速な少子化が進む中、国は子ども・子育て支援が質、量ともに不足していること等の現状を踏まえ、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、質の高い乳幼児期における教育、保育の総合的な推進、待機児童対策の推進、地域における子育て支援の充実を図るため、法整備を進め、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定公布しました。この子ども・子育て関連3法の一つである、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されました。従来認可保育所における保育事業に加え、原則として保育を必要とする3歳未満の子どもに保育を提供する、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これら四つの類型の保育事業が児童福祉法に位置づけられ、市町村による認可事業とされることとなりました。これにより、全ての市町村で家庭的保育事業等の設備

及び運営について基準条例を整備する必要があるとされたことから新たに条例を制定しようとするものです。なお、本条例の基準は、全て国の基準どおりとなっています。

それでは条例の内容につきまして、第1章から第5章まで各章ごとにご説明申し上げます。

2ページ、第1章、総則第1条は、児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき定める基準としています。

第2条は、この条例における用語の定義でございます。

第3条は、家庭的保育事業等を利用している乳幼児が心身ともにすこやかに育成されることを保障するための基準としています。

第4条は、家庭的保育事業者等に対し最低基準以上の設備及び運営を向上させるように勧告することができること。及び、最低基準を常に向上させるよう努める旨を定めています。

第5条は、利用乳幼児の人権への配慮と、人格を尊重した運営、運営の内容についての適切な説明。自らと外部の者の評価による保育の質の改善、必要な設備の設置、保健衛生、危険防止に配慮した設備設置を定めています。

4ページ、第6条、7条、5ページ、第10条は運営に関すること。第8条、9条は職員の一般的要件と、知識及び技能の向上等に関すること。第11条から第13条までは、子どもの権利に関すること。第14条から7ページ第17条までは保健衛生に関すること。8ページ第18条から第21条までは業務運営に関することを定めています。

9ページ、第2章は、家庭的保育者の居宅、その他の場所で実施され、定員が5人以下の家庭的保育事業の設備の基準、職員の配置、保育時間、保育内容等を定めています。

10ページ、第3章は、定員が6人から19人までの小規模保育事業についてそれぞれA型、B型、C型の設備の基準、職員について。

15ページ、第4章は、保育が必要な児童の家庭で保育を行う、居宅訪問型保育事業の保育、設備及び備品、職員連携施設について。

16ページ、第5章は、事業所を自社労働者の子どもに限らず、地域の子どものみへ開放して保育を行う事業所内保育事業の利用定員の設定、設備の基準、職員、連携施設について定めています。

本条例の施行期日は平成27年4月1日を予定しております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き、議案第57号、京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどご説明しました、児童福祉法の一部が改正されたことから、学校教育法、児童福祉法等に基づく、認可を受けていることを前提に、施設や事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設事業として確認し、給付による財政支援の対象とする確認制度が新たに始まることとなりました。その確認制度における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、全ての市町村で、基準条例を整備する必要があるとされたことから、新たに条例を制定しようとするものです。

この特定教育施設とは学校教育法で定められた幼稚園を、特定保育施設とは、児童福祉法等で定められた保育所及び認定子ども園を、特定地域型保育事業とは、議案第56号でご説明しました家庭的保育事業等を示しております。

なお、本条例の基準は全て国の基準どおりとしています。

それでは条例の内容につきまして、第1章から3章まで、各章ごとにご説明申し上げます。

2ページ第1章総則、第1条は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき定める基準としています。

第2条は、条例における用語の定義でございます

4ページ、第3条は、全ての子どもが健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目的とすること。子どもの意思と人格を尊重して、常に子どもの立場に立った提供に努めること。地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関連事業者等との密接な関係に努めること。子どもの人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、研修を実施する等の措置を講じることとしています。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。

第1節、第4条は、利用定員に関する基準を定めております。

5ページ、第2節は、運営に関する基準で、第5条から7ページ第9条までは申し込みに関すること、第10条から8ページ、第12条までは業務内容に関すること。

第13条から9ページ、第15条まで、11ページ、第19条は提供方針、運営に関することを定めています。

また10ページ、第16条から第18条までは、評価、相談及び援助、緊急時の対応等について定めています。

11ページ、第20条から第23条までは業務運営に関することを定めています。

次に12ページ、第24条から第26条までは、子どもの権利に関すること。

第27条から第29条までは、法令遵守に関すること。

第30条から第34条までは、苦情解決や地域との連携等について定めています。

15 ページ、第3節、第35条、36条は保育所の特別利用、幼稚園の特別利用について特例施設型給付費に関する基準をそれぞれ定めています。

16 ページ、第3章は特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます

第1節、第37条は利用定員に関する基準を定めています。

17 ページ、第2節、第38条から50条までは運営に関する基準を定めています。内容につきましては、特定教育・保育施設の運営に関する基準とおおむね同じものです。

18 ページ、第42条は、特定地域型保育を利用する子どもたちに、集団保育を体験させるための幼稚園、保育所等との連携。

20 ページ、第44条は厚生労働大臣の定める保育指針に準じた提供を行うことを定めています。

最後に23 ページ、第3節、第51条は、満3歳以上の子どもの特別利用、第52条は満3歳以上で保育を必要とする子どもの特別利用について、特定地域型保育給付費に関する基準をそれぞれ定めています。本条例の施行期日は、平成27年4月1日を予定しております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案58号、京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

提案の理由といたしましては、本年6月に発覚しました、元職員によります公金の私的流用事件に関しまして、町長及び副町長の管理監督責任を明確にするものでございます。

裏面をごらんください。附則におきまして、新たに施行期日及び給料月額の特例を明記しております。

内容といたしましては、期間が平成26年10月の1カ月間とするものでございます。現在、平成26年条例第5号によりまして、一部改正が行われており、既に4月からの1年間給料月額の100分の15減じた額が支給をされております。今回の改正では、町長にあつては、100分の10を減じた後の額から、さらに100分の50を減じることとなります。また、副町長におきましても、同様に現在の100分の10を減じた額からさらに100分の20を減額するものでございます。

今回の条例の一部改正によりまして、影響を受けます額としましては、特別職合計で44万9,100円となります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決賜りますように、よろしく

お願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第59号、京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年12月に交付され、平成26年10月1日より施行されることに伴い、本条例における関連する入居者の資格条項の一部を改正し、対象となる単身入居者に対して、中国残留邦人等が永住帰国する前からの、配偶者の自立支援を行う旨を明確化し、同居親族要件が課されない対象の定義規定の変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。

法律改正につきましては、中国残留邦人等が亡くなった後は、配偶者に対しての満額の老齢年金がなくなり、生活保護と同等の支給、支援のみとなり、また配偶者の大半は高齢で、日本の生活習慣に不慣れなため、支援給付だけでは日本での生活は困難であります。このため永住帰国する前からの配偶者の自立支援を行う旨を明確化するため、題名変更と合わせて、第14条第1項で支援の対象となるものを改めるものです。

議案書の2枚目、新旧対象表をご確認ください。

第6条、入居者の資格について、第2項第5号中2行目の下線部分については、関連する法律の題名が変更されたことに伴い、引用する法律名に従い、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律と、改正するものです。

同号7行目の下線部分につきましては、改正により法第14条第1項に規定する支援給付を受給できるものを、配偶者から特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して、配偶者である者と定義する特定配偶者に改め対象が限定されるものです。

なお、経過措置により、改正法施行時に現に支給を受けているものであって、特定配偶者に該当しないものについては、引き続き支援給付の対象となることから、単身入居の資格を有することとなります。

なお、施行日につきましては、平成26年10月1日からとしてお願いしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第59号の補足説明とさせていただきます。

お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第60号、平成26年度京丹波町一般会計補正

予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、規定の歳入・歳出予算に9億5,430万円を追加し、補正後の額を127億792万円とすることを願います。概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、25年度の繰越金と、今年度の普通交付税の確定等によりまして、2億4,800万円余りの一般財源が確保できましたことに加え、災害対応や、行政運営に必要となる施策等を中心とした編成とさせていただいております。

最初に第1表につきましては、後ほど事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

6ページの第2表、債務負担行為をごらんください。今回新たに債務負担行為を設定するのは、グランベール京都ゴルフ倶楽部に関しまして、地上権設定に係ります賃借料として、町と地権者の間において新たに覚書を締結したことから、契約期間である5年間のうち次年度以降の4年間について限度額1億8,954万4,000円として債務負担行為を設定するものでございます。

次に7ページの第3表の地方債の補正でございます。内容は後ほど事項別明細書の町債でご確認をいただきたいと思いますが、まず過疎対策事業債につきましては、1億3,020万円を減額させていただいております。これは当初グリーンランドみずほホッケー場改修事業の財源として充当しておりましたが、このたび、国のがんばる地域交付金と申しまして、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して交付されるものでございまして、地域活性化・効果実感臨時交付金と称するものでございます。

このがんばる地域交付金を1億3,427万6,000円充当したために同額を過疎債から減額するもので、これに加えまして過疎地域自立促進特別基金積立事業に410万円を追加するものでございます。これによりまして、差し引き1億3,020万円となるものでございます。

次に臨時財政対策債につきましては、1,700万円を増額させていただいております。26年度分が確定いたしましたので、その額まで増額をさせていただいたところでございます。

次に裏面8ページに入ります。こちらでは災害復旧事業としまして、本年6月12日の降ひょう被害及び本年8月に発生しました台風11号並びにその後に発生しました前線豪雨等に係ります単独災害並びに補助災害に充当する目的で2,700万円を追加するものでございます。

地方債の合計としましては、8,590万円の減額となりまして、補正後の発行額は15

億 9, 380 万円とさせていただいております。うち交付税の算入でございますが、約 7% の 12 億 3, 900 万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に補正予算の主立った項目につきまして説明させていただきます。

最初に歳出のほうでございます。事項別明細書 10 ページをお願いいたします。

人件費関係につきましては、各費目を通じまして、4 月の人事異動に伴いまして精査を行っておりますので、よろしく願いをいたします。

同じく 10 ページで委託料 378 万円につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の制定に伴いまして、行政運営の効率化で住民票に記載されるもの全員に付番される重複のない個人番号によりまして情報システムを運用し、効率的な情報管理を行うようにすることを目的に、平成 27 年 10 月をめどとして実施されるものでございまして、これに必要な例規整備等の経費として計上をいたしましたものでございます。

さらに 11 ページ上段の町村会システムサポート負担金としましては、番号制度の対応に係ります各システムの改修業務として、709 万 7, 000 円を計上をしております。

次に、財政調整基金積立金として、地方財政法第 7 条に基づく積立金としまして、3, 000 万円。地方債補正でご説明しておりました、過疎地域自立促進特別基金積立事業に 410 万円を計上をいたしております。

12 ページに入ります。支所費財産管理事業でございます。JR 和知駅構内のトイレの利便性が悪く改修要望もあつたことから、新たに公衆トイレを整備するもので、これとあわせまして、現在使用しておりますトイレの改修を行うものでございまして、13 節の委託料、測量設計監理業務委託に 107 万円。同じく、15 節の工事請負費にトイレ設置工事として 499 万 3, 000 円を計上しております。

同じく 11 目の地域振興事業費では、19 節、負担金補助及び交付金で、6 月末までに申請のありました 14 団体の区、自治会に対する、自治振興補助金として 509 万 8, 000 円を計上しております。

補助金事業の内容といたしましては、公民館等の改修が 5 件、空調設備が 7 件、複写機購入が 2 件となっております。

続きまして、12 目の電算管理費では、行政情報システム運用管理事業におきまして、システム障害等緊急時に通報メールを発信するシステムの構築等に、194 万 6, 000 円。また、備品購入費では行政情報をネットワーク用職員のパソコン購入に 423 万円を計上い

たしております。

13ページの14目、地域資源活用推進費では、同推進事業におきまして京丹波町の森林資源を活用した、木質バイオマスの効果的なエネルギー利用を図るため、バイオマス・ボイラー、チップ、薪によります熱利用施設の拡大を目的とした調査及び事業化計画を策定をする目的でプロポーザルによりまして委託先を特定するものでございまして、その委託料として945万円。また、調査結果に基づきます協議を行う組織として、木質バイオマス導入可能検討委員会の運営費としまして8節報償費に31万2,000円、11節需用費に10万円を計上をしているものでございます。

次に15ページをごらんください。3款民生費、1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金事業では、対象者数を精査した結果、見込み数として537人、加算分として老齢基礎年金受給者で723人を追加で見込み、必要な給付金額として898万5,000円を追加するものでございます。

次に18ページをごらんください。4款衛生費、3目予防費、予防接種事業では、13節委託料に成人用肺炎球菌ワクチン及び水痘ワクチンの接種委託料として必要額607万円、同じく19節負担金補助及び交付金に成人用肺炎球菌ワクチンの個人負担分の償還払い補助として142万4,000円を計上いたしております。

次に21ページをごらんください。6款農林水産業費、5目農地費、農地保全事業では、19節負担金補助及び交付金で農林漁業事業補助金としまして、3,300万円を計上しております。ここでは昨年の台風18号により被災をしました農地、農業用施設の地元施工によります災害復旧事業に係る補助金としまして、現在までに9地区からの申請がございまして、その額が2,224万9,000円。加えまして本年8月に発生しました台風11号によります、施設災害復旧事業補助金として500万円、その他、災害対応としまして、501万1,000円と加えて一般分として施設整備事業補助金で65万円の合計3,300万円として計上するものでございます。

次に23ページをごらんください。7款商工費、2目商工振興費、商工業振興事業で丹波マーケス、丹波地域開発株式会社に対します経営支援としまして、6億700万円を計上しております。平成9年4月に町内初の大規模商業集積施設としてオープンしました丹波マーケスは、今日までこの地域に欠かせない商業集積施設として利用されております。近年テナントの売り上げが減少傾向にある中で施設リニューアルを行い、経費削減や利便性の向上を図るなど努力をされているところではあります。当初、町からの土地の購入でありますとか、施設整備費に充当するために借入れを行っております、高度化資金の返済が経済状況

の変化等によりまして厳しい状況になり、運営主体である丹波地域開発株式会社からも経営支援に係る要望書を受けている状況でございます。こうしたことから、町民の日常生活に欠かせない商業集積施設であり、また地域経済の活性化において重要な事業を行政として支援を行うものでございます。

具体的な支援は、高度化資金の平成25年度末の残高であります6億700万円を解消する目的で行います。その方法としましては、23ページからですが、丹波マーケスの土地の買い戻しを時価評価額土地購入費で2億8,171万円で行うとともに、残ります部分を経営支援目的で補助するもので、補助金としまして、3億2,529万円とするものでございます。

同じく3目の観光費、自然双生運動公園管理運営事業では、平成25年9月の台風18号災害により被災をした自然双生運動公園施設の撤去工事を行うもので、15節工事請負費に2,327万1,000円計上しております。撤去後は更地として管理を行うものでございます。

次に25ページの8款土木費、2目道路維持費では道路橋梁維持管理事業として各地区からの道路等修繕要望に対応するために、必要となる維持修繕工事を2,000万円。また3項河川費、1目河川総務費では、河川維持管理事業として、3河川の修繕工事費として700万円を計上いたしております。

次に26ページ、9款消防費、4目防災費では、公民館等集会所耐震化事業としまして、自治会等が所有します公民館等集会所の耐震化を促進するために、耐震改修に要した経費に対しまして、補助金を交付するものでございます。補助率は補助対象経費の3分の2以内で上限が500万円としております。既に耐震診断を終えております公民館1施設の、今後の施設改修耐震化改修を見込みまして、補助金の上限であります500万円を計上するものでございます。

最後に30ページ、11款災害復旧費では、1項農林水産施設災害復旧費において、単独災害復旧事業にかかる測量設計監理業務等委託料として650万円、本年6月の降ひょうにより被害を受けた下山の北部堆肥センターの屋根復旧工事及び広域農道小野安井間の災害復旧工事費として、合わせて1,390万円。同じく2項、公共土木施設災害復旧事業には、台風18号により被災した道路3路線、11河川に係る測量設計業務委託料として1,500万円。国庫補助災害復旧工事請負費として6,510万円。単独災害復旧工事費として、1,100万円を計上いたしております。

次に3ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

まず、地方特例交付金につきましては、住宅ローン控除による住民税の減収分の一部補填として交付されるもので26年度分の交付決定による増額でございます。

次に普通交付税でございますが、2億2,503万3,000円を増額しております。当初予算におきましては、49億4,900万円余りを見込み、うち2億9,900万円余りを留保財源として残る46億5,000万円を計上していたところでございますが、当初見込みに比べまして、7,419万9,000円の減の、48億7,503万3,000円が26年度の普通交付税として決定されたところでございます。

なお、25年度実績と比較しますと、9,793万6,000円の減、臨時財政対策債を加えた実質的な交付税でも1億1,384万6,000円の減となっているところでございます。その他、各種の特定財源につきましては、歳出の補正に合わせ精査を行ったものがほとんどでございますが、特に5ページの総務費国庫補助金のうち、がんばる地域交付金の1億4,027万6,000円は、地方債の説明でも申し上げましたが、今回通知された交付金の全額を計上するものでございまして、グリーンランドみずほホッケー場改修事業の財源として1億3,427万6,000円、支所財産管理事業のトイレの新設設置工事の財源としまして600万円の充当を計画しているものでございます。

次に7ページをごらんください。18款繰入金でございます。繰入金では商工業振興事業での商業集積施設経営安定化支援費6億700万円の財源としまして、財政調整基金繰入金で5億7,729万円を計上いたしております。これによりまして、本年度の9月補正後の財政調整基金取り崩し額は8億4,388万円となります。

次に9ページをごらんください。20款の諸収入5目の雑入の預託金返還金では、グランパール京都ゴルフ倶楽部預託金全額の返還を受けるものであります。

当初は経営支援、あるいは運営支援として広く町民にゴルフ事業を通じ還元をするために保有をしていたものでございますが、その目的を達したとの判断によりまして、預託金の返還を受けるものでございます。

最後に21款の町債では、先ほど説明をいたしました過疎債からの財源の組みかえ、臨時財政対策債の精査及び災害復旧事業債の新規計上としまして、差し引き8,590万円の減としております。

以上、議案第60号、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第61号、京丹波町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。今回の補正は、補正前の予算の総額に、歳入、歳出それぞれ1,631万4,000円を追加し、補正後の額を20億286万4,000円とするものでございます。

主に歳入では、今年度の療養給付金、前期高齢者交付金の交付額が確定したことによる精査と、前年度繰越金の確定に伴うもの。歳出では昨年度の療養給付費負担金等の精算により生じた返還金の補正でございます。

それでは、主なものについて歳入からご説明させていただきます。

まず事項別明細書3ページをお願いいたします。最初に歳入では4款療養給付費交付金につきましては、退職者医療分について被用者保険からの拠出金を社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れるものでございまして、退職者分の保険税は減少しておりますが、医療費は増加傾向にあることなどから、総額80万8,000円の追加交付となったところであり、過年度分の既決額1,000円に80万7,000円を今回、追加させていただくものでございます。

5款前期高齢者交付金につきましては、今年度の交付額が確定したことから精査を行い、19万8,000円減額させていただくものでございます。

9款繰入金、2項基金繰入金では、3,141万7,000円を減額し、後ほど説明させていただきます歳出総額との収支のバランスを取らせていただいたところでございます。

10款繰越金につきましては、当初予算編成時点においては、基金繰り入れが必要で、繰入金が発生してないものとしておりましたが、25年度において療養給付費交付金が過大交付、前期高齢者交付金が伸びたことなどから、前年度繰越金として4,707万9,000円を追加させていただくこととなりました。

続いて4ページの歳出をお願いいたします。3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、また6款介護納付金は、今年度の納付すべき額が確定したことに伴いまして、精査したものでございます。

最後に11款、諸支出金につきましては、25年度の保険給付費等の実績に基づき、超過交付分を返還することとなりましたので、既決額10万円に1,631万7,000円を追加計上させていただいたところでございます。

その補正後の額の内訳といたしましては、国庫支出金の療養給付費等負担金の返還金として1,606万円、特定健康審査等負担金の返還金として35万円。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として7,000円でございます。

国保特別会計につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、議案第62号、平成26年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は補正前の予算の総額に、歳入歳出、それぞれ140万5,000円を追加し、補正後の額を2億2,812万2,000円とするものでございます。

それでは歳入から説明させていただきます。

事項別明細書3ページをごらんください。

最初に歳入の4款、繰越金については、平成25年度からの繰越金が確定しましたので、140万5,000円を追加させていただくものでございます。

続いて4ページの歳出をごらんください。歳出につきましては、歳入の繰越金の計上に伴いまして25年度出納整理期間内に収納いたしました保険料について、2款後期高齢者医療広域連合納付金の過年度保険料分としまして136万円を追加させていただくものでございます。

また4款諸支出金には、平成25年度に広域連合から交付を受けました人間ドック助成金の精算に伴いまして返還が必要となったことから、4万5,000円を追加させていただいております。

以上、簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第63号、平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は事業勘定において、規定の予算総額に歳入歳出、それぞれ1,625万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を20億4,949万8,000円とさせていただくものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の4ページ、歳出をお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目一次予防事業費につきましては、介護予防普及啓発事業費として90万5,000円の追加をお願いいたしておりますが、2項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の認知症地域支援事業からの組みかえをするものでございます。平成26年度における地域支援事業の取り扱いについて介護予防にかかる事業は任意事業ではなく、介護予防事業として予算計上するように通知があったことから、組みかえをお願いいたしております。同じく、任意事業費の介護給付費等適正化事業では、シ

システムに係る借上料、保守委託料が入札により確定いたしましたので、減額をするものでございます。

4款基金積立金につきましては、介護保険給付費準備基金積立金として、558万3,000円を追加するものでございます。補正後の予算ベースで26年度末準備基金残高は、3,436万3,000円を見込んでおります。

6款の諸支出金につきましては、介護給付費負担金及び地域支援事業費の確定に係ります、国、府への返還金でございます。

次に、ページ戻っていただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

当初予算におきまして、歳出の地域支援事業費に計上しております、認知症地域支援事業では、認知症カフェ委託料として、今年度は2カ所開設することとしておりますが、認知症カフェの設置など、国の地域支援事業の補助金のうち、認知症ケア向上事業の対象経費に上限が設けられることとなり、関連する特定財源の見直しとして、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款府支出金、7款繰入金、それぞれ地域支援事業分について精査を行っております。なお、認知症カフェにつきましては、地域支援事業交付金の対象外となった分について、5款府支出金の地域包括ケアシステム推進補助金の申請を行い、380万1,000円を追加させていただいております。

4款の支払基金交付金につきましては、前年度分の実績確定に伴いまして、過年度分として、1目介護給付費交付金で517万円、2目地域支援事業支援交付金で252万1,000円を追加するものです。

8款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定によりまして、806万2,000円の追加をさせていただいております。

以上簡単でございますが、議案第63号の事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして介護保険特別会計、議案第63号、平成26年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算について補足説明を申し上げます。

黄色いページの後でございます。

まず、老人保健施設におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,109万6,000円を増額し補正後の額を1億6,829万6,000円とすることを願います。

細部につきましては、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2、歳入の一般会計繰入金としまして、1,028万2,000円をお願いするものでございます。また、繰入金におきましては、前年度繰越金として、81万4,000円が確定しましたので、計上させていただくものでございます。

次にめくっていただきまして、4ページの3、歳出でございますが、歳出の目の一般管理費では、今春からの病院と和知診療所、老健間の医師の異動と、老健職員配置の定期昇給により、老健施設関係の人件費関係の所要額の精査を行わせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君） 続きまして、議案第64号、平成26年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第1号）につきましては、補正前の額14億8,080万円に1,790万円を追加し、補正後の額を14億9,870万円とさせていただくものでございます。

最初に3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが簡易水道事業に係る地方債におきまして、借入限度額1億3,110万円に1,200万円を追加し、補正後の借入限度額を1億4,310万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

歳出でも説明いたしますが、丹波瑞穂統合簡易水道事業で施工予定であります、上新田配水管布設工事に先立ち、設計業務委託料を追加補正するため、地方債の借り入れによりまして財源を確保するものでございます。

それでは歳入の主な項目につきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

6款、2項、1目基金繰入金につきましては、歳入額増額に伴い、基金繰入金を265万円減額するものです。

7款、1項、1目前年度繰越金は904万8,000円となり、当初予算措置額50万円を差し引いた額854万8,000円を増額するものです。

9款、1項、1目簡易水道事業債は、第2表、地方債補正で説明しましたとおり、借入額を1,200万円増額するものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

1款水道管理費、1項、1目一般管理費、7節賃金ですが、平成25年度からの繰越事業

として、水道台帳の整備中でございますが、この業務の補助として1名、また、企業会計移行業務の補助として1名、合わせまして2名分の賃金161万4,000円を計上しております。25節積立金は、前年度繰越金の確定によりまして、427万5,000円を増額計上しております。

2款施設費、1項、1目水道施設費、13節の委託料ですが、上水道事業では、先ほど申しましたとおり、上新田配水管布設工事に先立ち、測量設計業務委託料1,200万円を計上しております。また、簡易水道事業では、委託料と工事請負費を見直しまして、1,186万5,000円の組みかえをしております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。午後は1時半まで。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を進めます。補足説明を担当課長からよろしくお願いいたします。

川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 議案第65号、平成26年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第1号）は、補正前の1,566万円に歳入歳出それぞれ164万8,000円を追加し、補正後の額を、1,730万8,000円とさせていただくものでございます。まず歳入の補正額について、ご説明させていただきます。

表紙から4枚めくっていただきまして、事項別明細書3ページをごらんください。

1款財産収入、1目財産貸付収入の土地貸付収入でございますが、京都縦貫道丹波綾部道路の工事に伴いまして、中台地内と大朴地内に工事用道路としての貸付期間が延長されたことにより、土地貸付収入を40万7,000円増額するものでございます。また、3款繰越金の前年度繰越金につきましては、前年度繰越金の金額が確定しましたので、124万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正額でございますが、最終ページとなる事項別明細書4ページをごらんください。

1款総務費、2目財産管理費、22節補償補填及び賠償金におきまして、土地建物貸付収入の3分の1相当額となる13万7,000円を貸付地の地元である二つの区に支出するも

のでございます。

3目諸費、19節負担金補助及び交付金でございますが、松山地域振興対策補助金を100万円増額しております。これにつきましては、農林業関係や土木関係など、町補助金の採択を受けた事業につきまして、地元負担の一部を補助するものでございまして、該当する事業の増加に伴うものでございます。

戻りますが、1目総務管理費、25節積立金でございますが、歳入補正額164万8,000円と歳出所要額の113万7,000円を差し引いた51万1,000円につきまして、財政調整基金へ積立金として増額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第66号、平成26年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げさせていただきます。その後、医療施設ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的収入及び収益的支出の補正といたしまして、補正額を0円とするものでございます。また、資本的収支におきましては、補正後の資本的収入を0円とし、資本的支出では470万円を追加して、資本的支出を1億5,960万円にすることをお願いするものでございます。支出に対して収入が不足する額470万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとするものでございます。

また、次めくっていただきまして、当初予算第6条で定めております、議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては、228万2,000円を減額し、職員給与費については、補正後の額を6億2,559万9,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは施設ごとに申し上げます。補正予算第1号の説明書の1ページからでございます。

京丹波町病院におきましては、病院事業、収益的収入及び支出におきまして、病院事業収支の補正額としましては0円とするものでございます。収益的支出における目の内容としましては、目1給与費の職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、目3経費の節の修繕費に院内の非常灯をはじめとする各種バッテリー修理や、路面の一部簡易修理関係等に80万円を、目6研究研修費に30万円を計上いたし、款1京丹波町病院事業費用としましては補正額差し引き0円としてお願いするものでございます。

次に1ページ下段の和知診療所でございますが、和知診療所事業費用の収益的収入及び支

出におきましても、補正額は0円とするものでございます。収益的支出における目の内容としましては、目1給与費の職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、目2材料費の薬品費に75万円の減額を行い、目3経費では、主なものとして、節の委託料の中で、医療機器の保守点検の減額に88万4,000円を行い、医療廃棄物の処理料に20万円を計上いたし、目の経費として差し引き2万1,000円の増額をお願いいたし、款2和知診療所事業費用としましては、補正額差し引き0円としてお願いするものでございます。

次に和知歯科診療所でございますが、3ページの下段になります。歯科診療所の収益的収入及び支出におきましては、補正額は同じく0円とするものでございます。収益的支出における目の内容としましては、目1給与費の職員及び人件費関係の所要額の精査を行い、目2材料費では、節診療材料費に感染予防医療材料費に50万円を、節医療消耗備品費にAEDや感染予防備品購入として70万円をお願いするものでございます。目3の経費では、光熱水費、燃料代等をお願いするものでございます。款3和知歯科診療所事業費用としましては、補正額差引0円としてお願いするものでございます。

最後にめくっていただきまして5ページでございますが、資本的支出におきましては、京丹波町病院の項2建設改良費につきまして、機器備品購入として400万円を補正計上させていただくものでございます。内容は10年6カ月経過しました病院の非常用自家発電装置機器更新費用をお願いするものでございます。また、和知診療所の項2建設改良費におきましては、1階リハビリ室用の患者の皆様方がご使用されるトイレパーテーションの取りかえに70万円をお願いするものでございます。なお、これらの470万円の財源といたしましては、過年度分損益勘定留保資金を充てることといたすものでございます。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議いただきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 谷口会計管理者。

○会計管理者（谷口 誠君） それでは、認定第1号、平成25年度京丹波町一般会計から認定第16号、平成25年度国保京丹波町病院事業会計までの16会計につきまして、説明をさせていただきます。長時間になりますが、どうかよろしくお願いいたします。

認定第1号、平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算から説明をさせていただきます。

1ページ、実質収支に関する調書でございます。平成25年度一般会計決算額は歳入総額126億1,371万5,606円で対前年度比1.4%の増。歳出総額122億5,739万1,435円で対前年度比1.8%の増となりました。歳入歳出差引額は3億5,632万4,171円。また、形式収支から繰越財源2億9,994万円を差し引いた実質収支

は5,638万4,171円の黒字決算となったところでございますが、前年度の実質収支と比較した単年度収支は、2億8,534万3,951円の赤字となり、財政調整基金積立金を考慮した実質単年度収支につきましては、2億8,131万8,951円の赤字となったところでございます。

それでは歳入からご説明を申し上げます。事項別明細書14ページからでございます。

1款町税は総額17億2,462万4,736円で、前年度に比べ3.0%の増となりました。税目別ですが、町民税では6億5,065万2,985円で、対前年度比1.1%の増、また、固定資産税は9億817万261円で、対前年度比3.1%の増となりました。町税の収入未済額は1億3,942万9,030円で、573万800円を不納欠損として個人町民税38人、固定資産税では100人、軽自動車税では51人について地方税法に基づきまして処理をさせていただいたところでございます。なお徴収率につきましては、現年度分は98.6%。24年度は98.5%でしたので、0.1ポイントの上昇の結果となりました。

次に16ページ2款地方譲与税は9,412万円で、対前年度比5.0%の減。3款利子割交付金は439万1,000円で対前年度比8.2%の減。4款配当割交付金は、692万2,000円で、対前年度比86.3%の増です。5款株式等譲渡所得割交付金は、1,093万6,000円で、前年度90万8,000円でしたので、対前年度比は1,104.4%の大きな増となりました。

次に18ページ、6款地方消費税交付金は、1億4,615万4,000円で、対前年度比0.9%の減。7款ゴルフ場利用税交付金は、6,310万4,895円で、対前年度比8.4%の増となりました。8款自動車取得税交付金は3,489万9,000円で、対前年度比14.7%の減となりました。9款地方特例交付金は、323万9,000円で、対前年度比21.0%の減となりました。10款地方交付税につきましては、総額56億2,260万2,000円の収入で、普通交付税におきましては、49億7,296万9,000円で対前年度比0.4%の減となりました。また、特別交付税につきましては、6億4,963万7,000円、対前年度比8.4%の増となりました。

次に20ページ、お願いします。11款交通安全対策特別交付金は362万6,000円で、対前年度比4.7%の減。12款分担金及び負担金は総額7,660万1,634円で分担金が714万6,780円、負担金が6,945万4,854円の収入で、対前年度比4.9%の減となりました。

24ページ、13款使用料及び手数料は、総額2億9,322万8,072円で、対前年

度比1.4%の増となりました。また、丹波町農村情報連絡施設使用料4件で1万5,750円と丹波町地域イントラネットシステム使用料1件で5,250円につきまして、地方税法第236条第1項の規定に基づき、不納欠損処理をさせていただいております。

次に、少しページが飛びまして、32ページをお願いします。14款国庫支出金は総額1億905万5,823円で、対前年度比57.6%の増となりました。

次に42ページ、お願いします。15款府支出金です。総額8億5,106万5,454円で対前年度比27.8%の増となっております。

次に68ページをお願いします。16款財産収入は7,771万5,233円で対前年度比6.0%の増となっております。

次、70ページ、17款寄附金は、339万4,000円で、対前年度比144.7%の大きな増となっております。これは消防施設整備事業寄附金として、5区から合わせて248万4,000円の寄附がありましたので、増額となっております。また、ふるさと応援寄附金につきましては、9件で91万円の寄附をいただいております。

72ページをお願いします。18款繰入金は、6億3,791万6,987円となり、対前年度比32.5%の減となっております。

74ページ、19款、繰越金につきましては、24年度繰越事業分6,734万6,000円を含め、4億907万4,122円をございました。

20款、諸収入は、総額1億8,624万1,650円で対前年度比3.2%の減となっております。

最後に、90ページ、お願いします。

21款、町債でございますが、総額12億5,480万円となり、前年度と比較しますと、5.8%の減額となっております。

これは過疎対策事業債を活用した過疎地域自立促進特別基金積立事業債の借り入れが1億550万円、同じく過疎対策事業債を活用した道路改良事業債が4億1,890万円と、前年度と比較しますと、2億1,710万円の増額。同じく過疎対策事業債を活用した林道開設事業債に2,290万円、学校給食施設整備事業債に1,370万円、また、合併特例事業債を活用した道路改良事業債に6,500万円などが主な要因となっております。

前年度に引き続き、交付税参入のある有利な地方債の活用や新規発行債の抑制を図り、行政改革大綱に掲げました実質公債費比率18%以下に取り組んできたところでございます。

なお、今年度につきましても昨年同様14.4%となっております。

以上、一般会計歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

96ページからお願いをいたします。

1款、議会費の総額は、9,897万8,924円で対前年度比4.2%の減となりました。

これは議員共済会負担金が昨年度と比べますと減となったためでございます。

次に、98ページ、2款、総務費の総額は、24年度からの繰越事業分を含めまして、26億1,840万5,891円で、対前年度比12.4%の減となりました。

まず、ここでおわびとご報告をさせていただきたいのでございますが、104ページ、お願いします。

4目で、会計管理費の中で所得税返還金等236万8,625円として支出をさせていただいております。これにつきましては全国各地で問題となりました個人事業主の測量士、建築士、不動産鑑定士等の技術職に対しまして、源泉徴収を行わなければならなかったものが、認識不足によりまして、何々設計事務所や何々測量事務所とされている事業所を法人と思い込みまして源泉徴収をしなかったのが原因となっております。

この3月に、園部税務署からの調査があり、本町におきましても時効の期間、時効期間5年間をさかのぼって調査をしましたところ、建築士、測量士、司法書士、弁護士の4職種で8人の方が対象として確認をされました。また、この5年間で41件の源泉なしの支払いをしておりました。税務署に出向きましていろいろと確認をさせていただいたのでございますが、事業者の方につきましてはそれぞれ確定申告をされており、所得税を既に支払われておりますので、町として今後どのような対応をさせていただくのかということを確認しましたところ、町が源泉徴収をした形に戻して、やり直してもらいたいとの税務署の指導がありましたので、この内容に基づきまして、8人の事業主の方に、それぞれおわびとご説明、また、今後の対応につきましてお願いをさせていただき、ご理解を賜ったところでございます。

町といたしましては、延滞税等の関係がございますので、一旦町で立てかえさせていただいて、税務署に納付をさせていただきました。事業主の方につきましては、町が発行いたします支払い調書によりまして、税務署に対し更正の申告をお世話になり、還付される還付金を町が一旦立てかえておりますので、町へ納入いただくということでご承諾とご理解を賜ったところでございます。

なお、収入未済表で1件、58万3,907円があがっておりますが、お願いした時期が確定申告の後でもありましたので、この方につきましては4年間分の更正申告をお世話になった方で、税務署から還付が6月になってしまいました。還付された日に納入をいただいた

わけでございます。それで、全ての方に納入いただきましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

皆さんには大変ご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げますとともに、今後、このようなことが絶対ないように、全職員の指導とチェック体制の強化を徹底し、再発防止に努めているところでございます。ご理解賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは引き続きまして、決算説明をさせていただきます。

総務費の主な事業といたしまして、5目、財産管理費ですが、107ページ、お願いします。

土地購入費でございますが、まちづくり推進用地購入費として蒲生野地区4筆を購入し、4億3,093万5,526円を支出いたしております。積立金では財政調整基金に1億8,402万5,000円、合併特例債を活用した振興基金に1億6,427万円、先行取得用地活用対策基金に5億4,993万円など、また、新たに過疎地域自立促進特別基金として1億550万円を積み立てております。

114ページでございます。

9目、諸費ではグリーンランドみずほ管理運営委託費に2,000万円、また、和知駅地域振興委託料として270万円を支出いたしております。

10目、交通対策費では117ページでございますが、町営バス運行事業特別会計繰出金として6,300万円の繰り出しを行っております。

116ページ、11目、地域振興事業費では17地区の事業に対しまして、コミュニティ活動助成として、自治振興補助金698万8,000円、また、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金を7団体に148万5,050円を交付しております。

118ページでございますが、12目、電算管理費では119ページ、電算保守管理委託料に1,381万5,313円、また、備品購入費として行政情報ネットワークシステム更新に伴うパソコン購入費等として、1億594万6,879円を、また、町村会システムサポート負担金として922万9,600円を、また、システムの改修負担金を支出いたしております。

次に、2目、賦課徴収費では125ページでございますが、固定資産評価がえに係る固定資産宅地評価見直業務委託料に644万2,800円、また、標準宅地鑑定評価業務委託料に612万6,750円を、また、京都地方税機構負担金として1,399万2,733円

を支出いたしております。

126 ページ、お願いいたします。

126 ページからの4項、選挙費では、全体で3,545万5,993円を支出いたしており、その内訳といたしまして、参議院議員通常選挙費1,419万7,213円、町長選挙費では181万1,920円、町議会議員選挙費では1,266万5,771円、京都府知事選挙費では25年度の支出でございますが、630万7,880円などを支出いたしております。

次に、134 ページからの3款、民生費でございます。総額23億192万4,438円で、対前年度比9.9%の増となったところでございます。

1項、社会福祉費では、高齢者や障害をお持ちの皆さんが、住みなれた地域で安心して自立した日常生活を営むことができる環境づくりのために、17億2,355万6,129円を支出いたしております。主な事業といたしましては、障害者自立支援事業や各種医療費給付事業等扶助費を始め、民生児童委員協議会活動補助金、社会福祉協議会専任職員等補助金、シルバー人材センター運営補助金等各種補助金を支出したほか、147 ページでございますが、後期高齢者医療広域連合に共通経費及び医療給付費負担金合わせまして、1億9,324万9,018円を支出いたしております。

また、各特別会計への繰出金といたしまして、少しページを戻りますが、139 ページでは、国民健康保険事業特別会計に、保険基盤財政安定化支援等のため1億854万4,270円、147 ページでは、介護保険事業特別会計事業勘定に、3億3,633万1,486円、後期高齢者医療事務費及び149 ページの後期高齢者医療保険基盤安定のための繰出金6,215万110円を合わせまして、5億702万5,866円となっております。

次に、148 ページの2項をお願いいたします。

児童福祉費につきましては、次代を担う子どもたちの健やかな育成を願って、5億7,785万8,309円を支出しております。

主なものといたしましては、すこやか祝金やファミリーサポート事業委託料、チャイルドシート購入助成金。

151 ページからの扶助費では、中学校までの医療助成、すこやか子育て医療給付費や児童手当を支給しております。

152 ページ、お願いいたします。

3目の保育所費につきましては、保育所運営に要する経費として総額3億1,735万2,732円を支出いたしております。

次に、158ページ、お願いします。

4款、衛生費では、総額15億609万1,008円で、対前年度比6.6%の増となりました。

1項、保健衛生費につきましては、町民一人ひとりが健康寿命を延ばし、いつまでも健やかで心豊かな生活を送れるように、特定健診を始めとする各種健診、健康相談事業、各種予防接種事業に係る経費を支出いたしております。

164ページ、お願いします。

4目、環境衛生費では、環境保全、地球温暖化対策として167ページ、済みません、167ページ、お願いします。個人が設置した浄化槽37基に対しまして、設置補助金705万円を、また、住宅用太陽光発電システム設置補助金として45件に511万6,000円を支出するとともに、浄化槽市町村整備推進事業分といたしまして、下水道事業特別会計に、5,059万8,000円の繰出を行っております。

次に、166ページからの5目、診療費では、医療施設の運営に係る経費といたしまして、167ページでございますが、南丹病院負担金といたしまして、1,923万7,000円、京丹波町病院に補助及び出資金といたしまして、総額3億8,266万4,570円を支出いたしております。

168ページ、6目、保健センター管理費では、和知歯科診療所を2階から1階に移設したことに伴い、和知保健センター改良工事費として1,951万8,450円を支出いたしております。

また、衛生費からは、火葬場維持管理並びに塵芥し尿処分に係る分担金といたしまして、船井郡衛生管理組合に総額2億3,958万1,612円を支出いたしております。

170ページの3項でございますが、上水道費では繰出金として水道事業特別会計へ5億744万7,000円の繰出を行っております。

5款、労働費につきましては、国の緊急経済・生活支援対策を受け、173ページでございますが、緊急雇用創出事業委託費として、丹波自然運動公園協力会に委託料として、緊急雇用対策としてあっぱれたんぼ等の事業に300万円を支出いたしております。

次に、6款、農林水産業費は、24年度からの繰越事業分を含めまして、総額13億2,866万4,033円で対前年度比31.5%の増となりました。

1項、農業費では、主なものといたしまして、176ページでございますが、3目、農業振興費では、177ページですが、有害鳥獣被害防止の関係事業費につきまして、有害鳥獣捕獲報奨金、広域捕獲委託料並びに有害鳥獣被害防止施設設置工事費等を合わせまして、7,

791万7,521円、農業公社運営補助金として1,750万円、農地保全多目的機能の増進を図るため協定した71集落、1個人に対し、中山間地域等直接支払交付金1億1,406万7,878円、特産物等作付奨励金に1,167万6,080円、地域ぐるみの共同活動や営農活動支援を行うため、農地・水保全管理支払交付金として98組織に対しまして1,893万7,577円を支出いたしております。

次に、京力農場プラン事業では、青年就農給付金といたしまして、9人の方に1,425万円、また、集落営農発展型農場づくり事業補助金では1,011万7,000円などを支出いたしております。

ほんまもん京ブランド産地支援事業補助金では、パイプハウス12棟の補助金といたしまして、1,127万7,000円を支出いたしております。

4目、畜産業費では185ページでございますが、畜産振興対策事業といたしまして、堆肥による土づくり事業補助金526万8,900円を支出いたしております。5目、農地費の工事請負費ではため池改修工事費として安栖里の豊昌池の改修工事費に3,481万8,000円、暗渠排水工事費に1,294万6,500円を支出いたしております。また、農林漁業事業補助金では営農組織等が農業振興を図る目的で農業施設機械整備等の経費に対する補助金、また、昨年発生し、大きな被害をもたらしました台風18号において被災した農地、農業用施設の復旧事業に対し、補助金を交付いたしております。一般分が14件で、災害分が216件の申請がありまして、合わせまして6,058万1,000円を支出いたしております。

また、農業集落排水事業分といたしまして、下水道事業特別会計に、2億171万4,000円の繰出を行っております。

続きまして、186ページからの7目、農業情報施設管理費では189ページで委託費があるんですが、CATV設備保守点検管理費委託料、インターネット接続委託料、施設維持管理委託料等を合わせまして、1億3,366万4,736円を支出し、農業費の支出総額は、9億9,330万1,541円となっております。なお、農業費におきまして、1億3,849万6,000円を26年度に繰越しております。

次に、2項、林業費でございますが、194ページからでございます。

2目の林業振興費では195ページの工事請負費では、林道管理塩谷長谷線開設工事費に7,593万3,750円、水呑地区森林整備工事費に1,309万8,750円などを支出したほか、負担金補助及び交付金では、森林組合、生産森林組合への助成、林業の担い手支援として、緑の担い手育成事業や林業労働者新共済事業補助金、放置林の整備を支援する

ための森林整備地域活動支援交付金、特用林産物生産振興助成金など、1億8,010万3,691円を支出し、林業費の支出総額は、3億3,286万2,492円となりました。なお、森林維持管理事業や森林管理道開設事業などに5,718万円を26年度に繰越しております。

次に、198ページ、7款の商工費でございます。

総額1億461万3,128円で、対前年度比0.7%の増となりました。

2目、商工振興費では199ページでございますが、低迷する消費経済の影響を受ける商業、中小企業に対する信用保証料補給金や、営業資金融資利子補給金を始め、小規模事業経営支援事業補助金、また、プレミアム商品券発行事業補助金などを合わせまして、2,784万3,581円を支出いたしております。

3目、観光費では203ページでございますが、質志鐘乳洞、わち山野草の森などの観光施設等への管理委託料などを合わせまして、3,821万1,318円となり、観光費の総額は、5,422万6,805円となっております。

次に、204ページからでございますが、8款、土木費では、平成24年度からの繰越事業分を含めまして、総額14億8,914万9,194円で、対前年度比37%の大きな増となりました。

2項、道路橋梁費の2目、道路維持費では、209ページでございますが、工事の請負費では、町道67路線において維持修繕工事と、8路線で交通安全施設整備工事を行い、合わせまして3,944万5,550円を支出いたしております。

3目、道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金、経済危機対策・地域活性化予備費を始めとして、単独事業を含め35路線の改良工事等を行いまして、4億570万9,000円を支出いたしております。

また、丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点整備事業として、調整池整備工事実施計画業務アドバイザー業務や物件補償費及び土地購入費を合わせまして、5億1,460万3,540円を支出いたしております。

なお、道路新設改良事業について、9億2,701万円を26年度に繰越しております。

210ページからの3項、河川費の2目、水資源開発対策費では、町道235号線改良事業や、町道赤瀬大原線道路改修事業、また、畑川ダム周辺整備事業などに合わせまして、3,779万3,170円を支出いたしております。

214ページの5項、下水道費では特定環境保全公共下水道事業分として、2億4,370万円を、下水道事業特別会計に繰り出しております。

続きまして、6項、住宅費では、217ページでございますが、住宅改良補助金といたしまして、108件に805万5,000円、また、地域再建被災者住宅等支援補助金として、今回は昨年発生し、大きな被害をもたらしました台風18号において、床上浸水以上の被害に遭われた住宅等の補修や修繕等に対する経費の一部を補助しております。7件で、258万5,000円を支出しております。

次に、216ページ、9款、消防費でございます。

総額4億251万27円で、対前年度比0.6%の減となりました。

1目、常備消防費では、京都中部広域消防組合負担金といたしまして、2億4,258万4,000円を支出いたしております。

なお、本町の負担率は13.84%となっております。

218ページ、3目でございますが、消防施設費では、防火水槽5基の設置や、救助資機材搭載型車両1台、小型動力ポンプ付積載車5台の更新を行いまして、含めまして、7,521万2,018円を支出いたしております。

次に、222ページからでございますが、10款、教育費でございます。

24年度からの繰越事業分を含めまして、総額7億894万688円で、対前年度比31.3%の大きな減となりました。

1項、教育総務費につきましては事務局経費並びに学童保育事業に係る経費などで、1億5,235万2,308円を支出いたしております。

226ページの2項、小学校費でございますが、児童の安心・安全な教育環境の整備を図るため、1億2,355万8,249円を支出いたしております。1目、学校管理費の229ページでございますが、設備保守点検管理等委託料に783万5,073円、機器物品等借上料に456万3,452円などを支出いたしております。

2目、教育振興費では、231ページでございますが、学習支援事業に係る指導員等の雇用賃金といたしまして、1,182万4,763円を支出、また、233ページでございますが、要保護・準要保護及び特別支援に468万1,479円の就学援助を行い、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

3項、中学校費につきましては、1目、学校管理費の235ページでございますが、設備保守点検管理等委託料に428万5,711円を支出いたしております。

236ページでございますが、2目の教育振興費につきましては、小学校費と同じく学習支援、教諭の配置、学力診断テストを実施するなど、生徒の学力充実を目指した取り組みを進めてまいりました。

また、241ページでは、要保護・準要保護及び特別支援に593万9,937円の就学援助を行っております。

5項、社会教育費ですが、249ページ、お願いします。

社会教育の充実・推進を図るため、女性の会や人権啓発推進協議会など8団体に344万8,000円を支出いたしております。

2目、公民館費では251ページでございますが、工事請負費として中央公民館の屋根等の改修工事費に3,094万9,800円を支出いたしております。

7項、学校給食費では、257ページでございますが、工事請負費では繰越事業の瑞穂学校給食センター外構施設整備工事費といたしまして、1,495万4,300円を支出いたしております。

次に、258ページ、11款、災害復旧費につきましては、昨年発生し、大きな被害をもたらしました台風18号において被災しました農地、農道、林道、河川の復旧事業に総額1億4,680万8,538円を支出いたしました。

なお、災害復旧費について5億4,438万9,000円を26年度に繰り越しております。

次に、260ページ、12款、公債費でございますが、総額15億4,808万8,894円で、対前年度比8.4%の減となったところでございます。

平成18年度から実質公債費比率抑制に向けて取り組み、25年度の実質公債費比率は14.4%になりました。財政状況厳しい中、今後とも地方債発行の抑制に取り組むなど、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第2号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

262ページからでございます。

歳入総額は20億4,928万8,990円で、前年度に比べ4.7%の増、歳出総額は20億210万9,332円で、前年度に比べ5.4%の増となりました。平成25年度につきましては、前年度と比べ、医療費の支出が約4,380万円多くなりましたが、その分、前期高齢者交付金等の伸び等により、国保運営基金からの繰入は行わずに済んでおりますし、歳入から歳出を差し引きました形式収支、実質収支ともに4,717万9,658円の黒字決算となりました。

歳入でございますが、主な科目につきまして説明させていただきます。

事項別明細書の271ページからでございます。

1款、国民健康保険税は総額4億265万5,136円で、前年度に比べ1,090万1,947円の減、2.6%の減となりました。徴収率は現年度分で94.4%、過年度分で30.3%となり、前年度と比較し、現年度分で1ポイント、過年度分で3.7%の上昇となりました。

なお、地方税法の規定に基づきまして、55人で359万7,019円の不納欠損処理をさせていただきます。

続きまして、273ページからの3款、国庫支出金でございますが、総額4億5,110万716円で、対前年度比2.6%の減。

275ページ、4款、療養給付費交付金は総額1億4,825万7,000円で、対前年度比23.6%の増。

277ページ、5款、前期高齢者交付金は、総額5億7,177万6,816円で、対前年度比8.0%の増。

6款、府支出金は総額1億1,284万411円で、対前年度比2.0%の増でございます。

7款、共同事業交付金は、総額1億8,970万6,225円で対前年度比10.6%の減となっております。

279ページの9款、繰入金は、一般会計からの繰入、1億854万4,270円で、対前年度比12.1%の増となっております。

続きまして、歳出の主な科目につきまして説明をさせていただきます。

ページを少し飛びまして、287ページからでございます。

2款、保険給付費は、総額13億5,469万4,505円で、対前年度比3.3%の増となりました。療養給付費における一般被保険者の年間平均は4,433人で、一人当たりの医療費は、33万5,073円と、前年度に比べ1万5,169円の増となっております。

退職被保険者の年間平均は361人で、一人当たりの医療費は、38万2,127円で、前年度に比べ4万5,759円の増額となったところでございます。

291ページ、3款、後期高齢者支援金でございますが、総額2億4,238万6,021円で、対前年度比2.3%の増。

293ページ、6款、介護納付金は総額1億544万8,369円で、対前年度比7.7%の増。

7款、共同事業拠出金は総額1億7,265万7,531円で、対前年度比3.9%の減。

295ページ、8款、保健事業費では、総額3,730万1,072円で、対前年度比5.

2%の減となりました。

299ページ、11款でございますが、諸支出金は総額7,243万7,782円で、前年度に比べ5,428万8,442円の増額となりました。これは300ページの24年度分の国・府支出金等として3,908万2,582円を返還し、302ページでは、国保京丹波町病院事業会計に、3,126万1,000円の繰出を行っております。その内訳といたしましては、和知診療所分といたしまして、へき地診療所運営費分に482万円、医事情報システム設置分といたしまして980万2,000円、また、和知歯科診療所分といたしまして、へき地診療所運営分に413万9,000円。2階から1階に診療施設を移設しましたので、その改修分に、1,250万円の繰出を行っております。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

303ページからでございます。

歳入歳出総額2億568万7,834円で、対前年度比1.1%の増でございます。歳出総額2億228万2,032円で、対前年度比0.9%の増。形式収支、実質収支ともに340万5,802円の黒字決算となりました。

歳入につきましては308ページの事項別明細書からでございますが、主な歳入科目では1款、保険料は、特別徴収、普通徴収合わせまして、1億3,760万6,468円で、対前年度比0.3%の増となりました。なお、収入未済額欄につきましては、収入未済額の中に過誤納金を含んでおりますが、これは過誤納金の還付が日数を要し、年度末の発生分につきましては翌年度の還付となるためでございます。実質収支、実質の徴収率は現年度分で99.6%となったところでございます。

3款、繰入金では事務費、保険基盤安定分を含めまして、一般会計から6,215万110円を繰り入れております。

主な歳出につきましては、312ページ、2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、4月から3月までの保険料負担金といたしまして、1億3,689万1,827円、保険基盤安定負担金として6,010万3,170円を支出いたしております。

3款、保健事業費では313ページでございますが、人間ドックの助成金を44件分、214万4,451円を支出いたしております。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号 平成25年度介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算につ

いて説明をさせていただきます。

316ページからでございます。

歳入総額19億8,335万267円で、対前年度比1.2%の増、歳出総額が19億7,518万8,149円で、対前年度比1.3%の増となり、形式収支、実質収支ともに816万2,118円の黒字決算となりました。

介護保険の状況でございますが、平成26年3月末で第1号被保険者は5,837人で、総人口1万5,800人に占める割合は、36.9%となったところでございます。

また、要介護認定者数は、1号、2号被保険者合わせまして、1,161人、居宅介護サービス受給者は668人で、認定者の57.5%、施設介護サービス受給者は263人で、認定者の22.7%となっております。

歳入につきまして説明させていただきます。事項別明細書323ページからでございます。

主なものといたしまして、1款、保険料、総額3億5,179万5,785円で、対前年度比2.2%の増。現年度分の徴収率は98.8%となったところでございます。

また、介護保険法第200条の規定により、86人分211万5,600円の不納欠損処理をさせていただいております。

3款、国庫支出金では、総額5億1,205万650円で、325ページ、4款、支払基金交付金では、5億5,057万2,000円、5款、府支出金では、2億9,329万4,752円を受け入れたいしております。

327ページでございますが、7款、繰入金では、一般会計から2億6,483万1,486円を繰入をいたしております。

なお、介護保険給付費準備基金からの繰入は行っておりません。

主な歳出といたしましては、333ページでございますが、2款、保険給付費でございます。居宅介護、施設介護等の1項、介護サービス等諸費といたしまして、16億9,891万1,414円、335ページ、2項、介護予防サービス等諸費では、5,990万1,108円など、保険給付費の総額は、18億9,850万4,930円を負担したところでございます。前年度と比べて、3,210万円余り、1.7%の増となっております。

339ページ、3款、地域支援事業費では、ミニデイサービス事業委託料など介護予防支援事業に、総額4,221万1,922円を支出いたしております。

以上、介護保険事業特別会計事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、平成25年度介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

347ページからでございます。

歳入総額は663万3,755円で、対前年度比0.7%の減、支出総額は658万7,545円で、対前年度比1.4%の減となり、形式収支、実質収支ともに4万6,210円の黒字決算となりました。

352ページ、歳入でございますが、1款、サービス収入は、居宅支援サービス計画費収入、委託直営件数を合わせまして、1,545件で、663万2,400円の収入でございます。

354ページ、歳出につきましては、2款、事業費が主なものでございまして、歳入で受け入れました町内8、町外7の事業者の介護予防サービス計画作成委託料、564万6,520円が主な支出でございます。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、平成25年度介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

356ページからでございます。

歳入総額は1億4,955万2,443円、歳出総額は1億4,873万7,116円で、形式収支、実質収支ともに81万5,327円の黒字決算となりました。

施設の利用状況は入所の延べ利用者数が4,630人で、1日当たりの介護報酬は、13万5,815円、短期入所の延べ利用者数は1,072人となりました。

歳入の主なものといたしましては、361ページでございますが、1款、サービス収入では、居宅介護が1,200万3,168円、施設介護が4,957万2,580円などを合わせまして6,157万5,748円の収入となりました。

3款、繰入金では一般会計から7,150万円を繰り入れております。

次に、歳出でございます。

365ページ、1款、総務費では、看護師、介護支援専門員等の人件費及び施設運営経費といたしまして、1億3,231万2,445円を支出いたしております。

367ページでございますが、2款、介護サービス事業費では、医薬材料費、給食業務委託料など、1,642万4,671円を支出いたしております。

以上、介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） ここで暫時休憩をいたします。

今、40分でございますので、2時50分まで10分間休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

○会計管理者（谷口 誠君） それでは、引き続きまして、認定第5号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明をさせていただきます。引き続きお世話になります。

371ページからでございます。

歳入総額15億206万7,651円で、対前年度比6.6%の増、歳出総額14億8,040万4,769円で対前年度比7.9%の増となりました。歳入から歳出を差し引きました形式収支は、2,166万2,882円、翌年度へ繰り越すべき財源1,261万4,000円を差し引きました実質収支は、904万8,882円となり、形式収支、実質収支ともに黒字決算となりました。

平成25年度末での給水件数は、7,009件、給水人口は1万5,752人となったところでございます。

歳入につきましては、事項別明細書376ページからでございます。

1款、分担金及び負担金は、1項、分担金につきましては新規加入32件、1,023万7,500円の収入で、対前年度比20.7%の増となりました。

2款、使用料及び手数料の水道使用料は、総額4億9,895万2,765円の収入で、対前年度比0.5%の増となりました。

また、現年度分の徴収率は96.2%となったところでございます。

なお、収入未済額は、9,136万7,255円となっております。

また、116件分で328万7,770円の不納欠損処理をさせていただいております。

3款、国庫支出金では、水道施設整備並びに簡易水道施設整備費補助金で、総額1億1,396万円、府支出金ではふるさとの水確保対策事業費補助金で、1,795万600円をそれぞれ受け入れました。

378ページからの、6款、繰入金では、一般会計から5億744万7,000円を、水道事業基金から800万円を繰入をいたしております。対前年度比11.7%の増となっております。

380ページ、9款でございます。

町債は、統合簡易水道事業の財源として3億300万円を借り入れております。

続きまして、382ページからの歳出でございます。

1款、水道管理費は人件費、水道施設の維持管理経費を始め、385ページの工事請負費

では光久谷川函渠築造工事水道管移設工事等、また91件の維持補修工事代金など4,441万6,300円を支出しております。

387ページ、積立金では水道事業基金など2,119万2,000円の積み立てを行っております。

なお、上水道台帳作成及び管理システム導入業務として、516万9,000円を26年度に繰り越しております。

386ページからの2款でございますが、施設費、1目、水道施設費では24年度繰越事業分を含めまして、丹波瑞穂地区統合簡易水道整備工事代金として7,982万8,350円を支出いたしております。

2目、簡易水道施設費では、24年繰越事業分を含めまして、和知地区の統合簡易水道工事代金として3億3,561万1,600円を支出いたしております。

なお、施設費におきましては、1億2,497万5,000円を26年度に繰り越しております。

388ページでございますが、3款、公債費では、6億9,141万7,021円を償還いたしました。

以上、水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

390ページからでございます。

歳入総額は9億1,482万1,557円で、対前年度比0.4%の減、歳出総額は8億9,658万867円で、対前年度比2.4%の減となりました。歳入から歳出を差し引きました形式収支、実質収支ともに1,824万690円、翌年度へ繰り越すべき財源1,770万円を差し引きました実質収支は54万690円となり、形式収支、実質収支ともに黒字決算となりました。

京丹波町の下水道の状況でございますが、町内32処理区におきまして、計画戸数4,529戸、加入件数3,986戸、使用件数3,656戸で、施設の使用率は91.7%となったところでございます。

また、合併処理浄化槽につきましては、施設対象基数が1,979基で、設置基数は1,383基、整備率は69.9%となっております。

それでは、歳入の主なものにつきまして、事項別明細書395ページから説明をさせていただきます。

1 款、分担金及び負担金では、各事業費の新規加入分担金、事業費分担金として1, 1 3 5 万円を受け入れております。

2 款、使用料及び手数料、1 項、使用料では各事業合わせまして、2 億4, 3 7 8 万2, 0 1 3 円の収入で、対前年度比4. 4 %の増となりました。現年度分の徴収率は9 7. 8 % となったところでございます。

なお、収入未済額につきましては3, 3 1 0 万7, 1 9 7 円となっております。また、1 9 6 件分で3 6 0 万4, 7 4 0 円の不納欠損処理をさせていただいております。

3 9 9 ページ、6 款、繰入金では、一般会計からそれぞれの事業に総額4 億9, 6 0 1 万 2, 0 0 0 円を繰入れております。

4 0 1 ページ、9 款、町債では、総額1 億5, 8 3 0 万円を借り入れたところでござい ます。

次に、歳出でございしますが、4 0 3 ページからでございます。

2 款、下水道費では、総額2 億9, 8 3 7 万6, 7 9 2 円を支出、主なものといたしまし て、1 項、農業集落排水では、4 0 6 ページでございしますが、施設の維持管理に係る委託料 として、船井郡衛生管理組合等に5, 3 2 9 万3, 6 3 1 円を支出いたしております。

2 項、公共下水道費では、施設の維持管理に係る委託料として、4 1 0 ページですが、船 井郡衛生管理組合などに5, 4 7 8 万1 6 7 円を支出いたしております。

3 項、浄化槽市町村整備推進施設費では、4 1 2 ページでございしますが、施設の維持管理 に係る委託料として8, 9 3 5 万3, 2 6 7 円を支出いたしております。

なお、下水道費におきましては、1, 7 7 0 万円を2 6 年度に繰越しております。

3 款、公債費でございしますが、5 億5, 8 2 6 万6, 4 1 5 円を償還いたしております。

以上、下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第7号 平成2 5年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算についま して、説明させていただきます。

4 1 5 ページからでございます。

歳入総額2 2 万8, 3 1 1 円、歳出総額2 2 万8, 3 1 1 円で、形式収支、実質収支とも ゼロ円の決算となりました。

4 2 0 ページでございしますが、歳入につきましては、1 款、財産収入で、土地開発基金の 利子2 2 万7, 3 4 9 円を受け入れ、4 2 2 ページ、歳出におきまして、土地開発基金に2 2 万8, 3 1 1 円を繰り出しております。

以上、土地取得特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

424ページからでございます。

歳入総額237万8,904円、歳出総額237万8,000円で、歳入歳出それぞれ対前年度比11.3%の減、形式収支、実質収支ともに904円の黒字決算となりました。

429ページで歳入の主なものにつきましては、3款、繰入金で、一般会計及び育英基金から234万円を繰入れております。

431ページ、歳出では、2款、育英費につきまして、歳入の繰入金で繰り入れました234万円を、大学生12名、高校生7名に対しまして給付をいたしております。

以上、育英資金給付事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第9号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

433ページからでございます。

歳入総額9,484万4,319円で、対前年度比2.9%の増、歳出総額9,462万2,788円で、対前年度比3.0%の増となりました。

形式収支、実質収支ともに22万1,531円の黒字決算となりました。

25年度のバス一般乗客数は、延べ人数で3万8,250人で、1日の平均130人の利用となりました。

それでは、事項別明細書438ページの歳入でございますが、1款、事業収入では、運賃収入1,172万4,405円、スクールバス認定路線を受託運行しております受託収入が、1,932万5,850円、合わせまして3,105万255円の収入となりました。

3款、繰入金では、一般会計から6,300万円の繰入れを行っております。

440ページからの歳出でございますが、1款、事業費は、人件費及びバス等の維持管理運営経費を主なものとしております。総額8,796万8,832円を支出いたしております。

以上、町営バス運行事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、財産に関する調書について、説明をさせていただきます。

444ページからの公有財産でございますが、土地建物の増減の状況のみ説明をさせていただきます。

446ページ、行政財産におけます土地及び建物でございます。

まず、その他の行政機関、警察（消防）施設でございますが、土地におきましては中台及

び安栖里防火水槽用地を取得し、合わせまして114平方メートルの増加となりました。

公共用財産、その他の施設につきましては、非木造におきまして、和知老人保健施設の一部を病院会計から移管し、623平方メートルが増加、大簾区にあります西部浄水場用地及び西部取水場用地の取得によりまして、233平方メートルの増加によりまして、合わせまして856平方メートルの増加となりました。

448ページの普通財産におけます土地、建物でございますが、公共用財産、その他の施設、土地につきましては、まちづくり推進事業所用地の取得といたしまして、蒲生野地区内に1万1,351平方メートルの増加、また、道の駅「味夢の里」事業用地の取得に、1万7,888平方メートルの増加、本庄馬森造成地用地の取得に220平方メートルの増加、大倉ヒヨ谷の太陽光発電貸付地の取得に418平方メートルの増加、また、府道桧山須知線用地の府への売却によりまして、286平方メートルの減少となりました。

これらを差し引きますと、2万9,591平方メートルの増加となっております。

続きまして、公共用財産、その他の施設、木造につきましては、町所有住宅1件の売却によりまして、77平方メートルの減少となっております。

次に、451ページの商品につきまして、車両・船舶類では、消防車両6台の更新と6台の廃車及び公用車14台の購入と9台の廃車によりまして、合わせて5台の増加となっております。

事務用機械器具類ではひかり小学校に電子黒板1台、情報センターに編集用パソコン1台と、ハードディスク2台、庁舎内に連続紙レーザープリンター1台、紙折り機1台、連続帳票裁断機1台の購入によりまして7台の増加。

光学機械器具類では、議会巡回型リモートカメラの購入によりまして1台の増加、機械器具類では和知中学校に除雪機1台、情報センターに電気自動車パワーステーション1台、有害鳥獣被害防止用といたしまして、移動式囲いわなサークル1台と、野生動物捕獲装置かぞえもん1台の購入によりまして、4台の増加。

電気・通信機具類では、情報センターに映像監視装置5台、テレビ、信号監視システム1台、外部変調型光送信器1台、直接変調型光送信器1台、光スイッチ1台、冗長型増幅器1台の購入によりまして、10台の増加となっております。

次に、452ページの基金でございますが、現金の一般会計では、主なものといたしまして、振興基金に1億6,427万円の増額をいたしました。また、過疎地域自立促進特別基金を設置し、1億550万円を積み立てております。これは、公共施設の取り壊し等の費用に充てることを目的としております。

先行取得用地活用対策基金につきましては、1億1,899万4,474円の増で、事業の推進に当たりました。

平成25年度の基金につきましては、4億550万5,862円の増額となり、25年度末現在高は53億6,440万1,390円となりました。

以上、財産に関する調書の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第10号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

なお、これから六つの財産区特別会計の決算説明をさせていただきますが、財産に関する調書は、説明を省略をさせていただきます。

454ページからでございます。

総額、歳入総額132万7,214円、歳出総額125万1,229円、歳入歳出差引額、実質収支ともに7万5,985円の黒字決算となったところでございます。

459ページでございますが、歳入でございます。

1款、財産収入の主なものといたしましては、須知地区の財産運用収入といたしまして、駐車場貸付料13万円、携帯電話通信鉄塔敷地料27万1,416円となっております。

2款、寄附金では枝打ち、間伐等の森林管理に係る寄附金といたしまして39万6,000円を受け入れております。

3款、繰入金では、竹野地区におきまして30万円の基金繰入を行っております。

463ページ、歳出でございますが、須知地区では、委員報酬のほか敬老会、祝賀会、祝賀式、区長会への補助金といたしまして45万円を支出、また、財産管理調整基金に19万6,000円の積み立てを行っております。竹野地区では委員報酬のほか、小学校卒業記念品の助成、また、財産管理調整基金に4万9,651円を積み立てております。

以上、須知財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第11号、平成25年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

469ページからでございます。

歳入総額24万4,092円、歳出総額22万105円、歳入歳出差引額、実質収支ともに2万3,987円の黒字決算となりました。

474ページで、歳入でございますが、2款、寄附金21万9,300円、これは当財産区内731戸に一律300円として寄附を集めたものが主な収入でございます。

次に、476ページ、歳出でございます。

委員報酬、区長報償を始め財政管理調整基金に7万2,000円を積み立てております。
また、木ノ谷林道管理委託料4万円を支出いたしております。

以上、高原財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第12号 平成25年度京丹波町桧山財産区歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

480ページでございます。

歳入総額1,659万2,632円、歳出総額1,485万1,009円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに174万1,623円の黒字決算となりました。

485ページ、歳入でございますが、1款、財産収入、瑞穂ゴルフ倶楽部を始めとする土地貸付料、合わせまして1,508万9,140円が主な収入でございます。

489ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬のほか財政調整基金に156万4,000円の積み立てを行っております。

2目、財産管理費では直営林保育作業委託料といたしまして、320万円。

491ページ、3目、諸費では、構成地区の各団体への活動補助金や、山林高度利用補助金として696万円を支出いたしております。また、公民館への繰出金といたしまして、70万円を繰出しております。

以上、桧山財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第13号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

496ページでございます。

歳入総額611万8,718円、歳出総額573万7,874円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに38万844円の黒字決算となりました。

501ページの歳入でございますが、1款、財産収入では、携帯電話の基地等への土地貸付収入551万9,041円が主な収入でございます。

次に、505ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬等のほか、財政調整基金に10万円の積み立てを行っております。

2目、財産管理費では、地元への土地貸付補償費といたしまして、321万1,552円を、また、3目、諸費では振興会等の4団体に活動費として100万円の助成が主な支出でございます。

また、公民館への繰出金といたしまして30万円を繰出しております。

以上、梅田財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第14号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

511ページからでございます。

歳入総額751万87円、歳出総額679万3,618円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに71万6,469円の黒字決算となりました。

516ページ、歳入でございますが、1款、財産収入では、地元8集落への土地貸付収入、マツタケ山入札金で、78万2,110円。

2款、繰入金では、財政調整基金から185万6,000円の繰入れが主な収入でございます。

次に、520ページ、歳出でございます。

主な支出につきましては、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬のほか財政調整基金に16万円の積み立てを行っております。

522ページ、3目、諸費では、地元3団体への活動補助金並びに地域振興補助金といたしまして98万3,000円を助成をいたしております。また、公民館事業への繰出金といたしまして、30万円を繰出しております。

以上、三ノ宮財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第15号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

526ページからでございます。

歳入総額420万9,632円、歳出総額354万8,841円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに66万791円の黒字決算となりました。

531ページ、歳入でございますが、1款、財産収入では、地元7地区並びに3法人に対しまして、土地貸付料275万200円が主な収入でございます。

次に、535ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬等のほか管理運営基金に155万1,000円の積み立てを行っております。

2目、財産管理費では、直営林保育作業の委託料といたしまして、45万8,000円、また、林道維持管理事業等補助金といたしまして、18万3,000円を支出し、3目、諸費では、遺族会への活動補助金並びに貸付林等高度利用補助金といたしまして、31万7,200円を支出いたしました。

また、公民館事業への繰出金といたしまして、30万円を繰出しております。

以上、質美財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業決算につきまして、説明をさせていただきます。

別の冊子になりますので、よろしく願いをいたします。病院事業会計の別冊子の13ページから願いをいたします。

まず、全体の事業の報告をさせていただきます。

平成25年度におきましては、前年度に引き続き、京丹波町医療等審議会の答申を尊重いたし、町民が安心して利用できる「私たちの町の私たちの病院」運営を目指し、積極的な取り組みを実施してきたところでございます。

特に、和知歯科診療所の移設、改築につきましては、患者様の利便性と安全の確保、公共施設の再利用と衛生環境の改善等の観点から、歴史的な整備を図ることができました。

また、昨年度に引き続き開催いたしました、京丹波町地域包括医療講演会では、前回は大きく上回り、町内外から約400名のご来場をいただき、住民の皆様を始めとする地域医療と健康に対する関心の高さと、地域包括ケア事業のますますの必要性を認識したところでございます。

最後に、昭和41年以来、ほぼ半世紀の間適用されてきました地方公営企業会計基準は、民間企業会計等との整合性や経営の自由度、透明性を高める本質制度を見直すといった観点から、平成26年度より新たな会計基準で施行をさせていただいております。

それでは、14ページでございますが、各施設の状況といたしましては、京丹波町病院では、患者さんの動向として、入院患者数は年間延べ1万557人で、前年度に比べまして1,371人の減、外来患者数は年間延べ3万2,852人で前年度に比べまして1,030人の減、地域包括ケア事業、訪問事業でございますが、これにつきましては、年間延べ2,309人で前年度に比べまして、219人の増となりました。

次に、質美診療所の概況でございますが、外来患者数は年間延べ929人で、前年度に比べ7人の減となりました。

次に、和知診療所の概況といたしましては、外来患者数は年間延べ1万4,637人で、前年度に比べ251人の増、地域包括ケア訪問事業ですが、利用者については、年間延べ563人で、前年度に比べ105名の増となりました。

次に、和知歯科診療所の概況でございますが、外来患者数は年間延べ7,495名、前年度に比べ392名の増となりました。これは歯科診療所を移設、改修したことで、新規患者数が増加したことと、土曜診療の定着化などが主な原因と考えられます。

それでは、決算書によりまして、説明に入らせていただきます。

ページを戻っていただきまして、9ページからお願いします。

損益計算書でございますが、1の医業収入では、入院収益が2億5,319万3,629円で、外来収益は、3億2,371万3,622円、その他医業収入5,052万1,366円で、合計6億2,742万8,617円となりました。

3の医業外収益では一般会計等からの補助金として、2億2,892万3,127円。企業債償還利子分等としての負担金交付金2,609万8,650円が主なものとして2億6,137万8,051円の収益となりました。合わせまして、病院事業収益は8億8,880万6,668円となりました。

次に、2の医業費用でございますが、主なものは給与費が、5億2,182万9,619円、医薬等材料費は、6,736万7,384円、経費は、1億8,680万2,701円、医業費用の合計は、8億2,148万6,233円となったところでございます。

4の医業外費用では、支払利息2,250万383円、繰延勘定償却では、1,858万5,618円を主なものとしております。

主なものとしたしまして、4,257万1,959円を支出し、病院事業費用は8億6,405万8,192円となり、収支差し引きしますと、2,474万8,476円の純利益となりました。

次に、戻りまして、5ページ、お願いいたします。

資本的収支でございますが、収入の他会計出資金、一般会計からの繰入金でございますが、京丹波町病院に1億1,537万2,651円、和知診療所に23万3,055円、和知歯科診療所に77万8,087円を合わせまして、1億1,638万3,793円となりました。

また、国の国民健康保険調整交付金として国保会計を經由して、医療機器整備に対して、和知診療所分として980万2,000円、和知歯科診療所分といたしまして、1,250万円を合わせまして、2,230万2,000円となっております。

また、京都府からの医療施設等整備補助金につきましては、和知診療所に94万5,000円を受け入れております。また、一般会計負担金といたしまして、和知歯科診療所の移設費等の負担金といたしまして、2,021万8,000円を受け入れ、資本的総収入額は1億5,984万8,793円となりました。

7ページでございますが、支出につきましては、企業債償還金ですが、京丹波町病院1億1,537万2,651円、和知診療所23万3,055円、和知歯科診療所77万8,087円を合わせまして、1億1,637万3,793円となりました。

また、京丹波町病院では、設備更新費に当たる建設改良費として、空調室外機設備の更新費に220万5,000円、質美診療所の医事会計システムの更新費に223万6,500円、和知診療所では、電子カルテシステムの更新、スプリンクラーの設置費等に1,367万6,712円、和知歯科診療所では、診療施設の移設費及びスプリンクラーの設置等に3,358万7,253円を支出し、合わせまして5,170万5,465円の支出となり、合計1億6,808万9,258円となりました。

なお、収支の不足分824万465円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、国保京丹波町病院事業会計の説明とさせていただきます。

これで認定第1号から第16号までの決算の説明とさせていただきます。

早口で説明させていただきまして、申しわけございませんでした。ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、どうかよろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） ここで、代表監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

小畑代表監査委員。

○代表監査委員（小畑圭一君） 監査委員を承っております小畑圭一と申します。よろしく願いいたします。

さて、決算審査につきましては、議選の篠塚信太郎委員とともに監査を実施いたしました。審査そのものにつきましては、去る7月28日から8月7日まで、延べ6日間実施させていただきました。その審査結果につきましては、既に、過日8月26日に町長に提出しております。

その内容につきましては、各議員さんの手元に写しが配付されているのではなかろうかと思いますが、その内容につきまして、私どもの監査しました監査意見を若干報告させていただきます。よろしく願いします。

私どもに付されました平成25年度京丹波町一般会計ほか諸会計の決算審査は、実施させていただきました内容は報告書のとおりでございます。

まず、審査の結果。審査に付された各会計、これの歳入歳出決算書及び附属書類の計数は、関係書類と符合し、正確であると認めました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われていると認めました。その状況及びこれらに対する審査意見は次に述べるとおりでございます。

審査意見。

平成25年度決算は、財政の健全化に対する取り組みが継続して進められているものとな

っております。借金である地方債の残高は、合併年度である平成17年度末に389億3,452万円、これをピークにしまして、その後の積極的な繰上げ償還及び新規起債の発行抑制により、本年度末残高は、317億7,712万9,000円となり、71億5,739万1,000円の縮減に努力されております。

一方、貯金に当たる基金の残高につきましては、同じく合併年度末に33億9,256万3,000円であったものが、本年度におきましては、丹波パーキングエリア整備事業等大型投資事業の実施、台風18号による災害復旧費の増加等により、歳出決算額が大幅に増大し、一般財源が不足したことから、実質収支を黒字とするため、平成18年度以来7年ぶりに1億8,000万円の財政調整基金の取り崩しを実施されております。引き続き、健全な財政運営に努められた結果、本年度末残高は60億5,402万4,000円と、26億6,146万1,000円増加しております。

今後においては地方交付税の合併特例期間終了に伴い、交付税額が約11億5,000万円減少することが見込まれております。

また、大型プロジェクトである（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業については、道の駅「京丹波 味夢の里」の周辺整備を含め、合併以後最大規模の事業が引き続き進められていることなどからも、より一層の歳入確保と経費節減が求められるところであります。

特に、歳入の確保につきましては負担の公平性を図る観点からも、収入未済をなくす努力が必要であると考えられます。

町行政は民間事業者と異なり、利益の追求が目的ではなく、住民の福祉の向上が最大の目的であります。より経費の節減とバランスを図らなければならない点を申し添え、監査意見といたします。

以上、概略監査意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

認定第1号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第16号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまでの審査については、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとしたい

と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第16号は、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時37分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

決算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時39分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会において正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に松村篤郎君、副委員長に原田寿賀美君。

以上のとおりであります。よろしく願いをいたします。

《日程第38、報告第2号「健全化判断比率について」～日程第45、報告第9号「財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について」》

○議長(野口久之君) 日程第38、報告第2号「健全化判断比率について」から日程第45、

報告第9号「財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について」までを一括議題といたします。

町長の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、まず、報告第2号及び第3号について説明いたします。

報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率として次の4指標について報告するものであります。

まず、普通会計を対象とし、赤字の程度を指標化した「実質赤字比率」は収支赤字がないため該当せず、また、財産区を除く全ての会計を対象とし、全体としての赤字の程度を指標化する「連結実質赤字比率」につきましても、収支赤字がなく該当はありません。

次の、借入金の返済額等を指標化して、資金繰りの危険度を示す「実質公債費比率」につきましては、前年度から増減なく14.4%となっております。

なお、同比率に係る早期健全化基準は25%であります。

また、借入金や将来にわたる負担の現時点での残高を指標化し、将来の財政負担の圧迫度を示す「将来負担比率」につきましては、117.2%でありました。

これは、24年度決算の133.5%に比べまして、16.3ポイント改善いたしております。

なお、同比率に係る早期健全化基準は、350%となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を報告するものであります。

本町では、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計が対象となりますが、いずれも該当しませんでした。

なお、同比率の経営健全化基準は20%となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

報告第4号 グリーンランドみずほ株式会社の経営状況につきましては、営業外収益等を含む総収益は、1億4,601万7,418円、運営管理に要する諸費用の合計は、1億4,521万7,584円で、収支差額は79万9,834円の黒字決算となっております。

事業報告であります。平成25年度は指定管理者として5年目となりました。主な事業としましては公園、スポーツ施設の管理運営を始め、宿泊研修施設、レストランの管理運営、農林産物の販売などを行っております。

施設全体の利用者は26万1,179人で、前年度比1.4%増、営業収入では前年度比8.5%の増加となりました。

主な状況としましては、夏の猛暑や台風の相次ぐ到来等による利用者のキャンセルの発生や、農産物では季節の変わり目における気温の乱高下による野菜の生育への悪影響により、特に、秋のイベント等による品不足が生じ、収益面で影響を受けたところであります。

こうした状況のもと、地域に密着した事業運営を掲げ、社内会議の定期開催など、社員一丸となった経営に努めており、引き続き、安心・安全なサービスの提供に頑張っているものと期待しております。

なお、平成25年度の指定管理料は2,000万円となっております。

報告第5号 株式会社丹波情報センターの経営状況につきましては、総収益は3,348万7,655円、運営管理に要する諸費用の合計は3,203万7,373円で、収支差額は、145万282円の黒字決算となっております。

主な事業としましては、京丹波町ケーブルテレビの施設管理業務を受託し、新規引込工事や移設工事などの工事業務のほか、故障対応業務、幹線・支線及び引込線などの点検業務、定時告知放送及びお悔やみ放送業務、サブセンター機器の管理、自主放送番組の制作補助、伝送路関係の申請手続き補助などの業務を行っております。

収入の主なものは、町からのケーブルテレビ施設管理委託料の3,324万円であり、ケーブルテレビ施設の管理において、重要な役割を担っております。

報告第6号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会の経営状況につきましては、売上総収益は、3億8,147万5,820円、運営管理に要する諸費用の合計は3億8,374万9,765円で、収支差額は、227万3,945円の赤字決算となっております。

同協力会は、京都府の指定管理を受けまして、丹波自然運動公園施設の管理運営全般を行っております。平成25年度の総入園者数は、55万9,594人で前年度比0.1%の増となりましたが、施設の利用料収入につきましては、前年度比5.3%の減となりました。

安心・安全な施設管理のほか、毎年多彩なイベントを開催するなど、利用者ニーズを的確につかみ、集客を図るとともに、京丹波・食の祭典や、京都丹波ロードレースの主催団体の一員として、会場提供のほか運営に携わり、町の活性化の一躍を担っているところであります。

報告第7号 公益財団法人丹波ふるさと振興公社の経営状況につきましては、平成25年8月1日付で、公益財団法人に移行したことに伴い、公益財団法人への移行前の平成25年4月1日から7月31日までの状況の報告と、公益財団法人移行後の平成25年8月1日か

ら、平成26年3月31日までを報告させていただきます。

まず、公益財団法人への移行前では、経常収益は208万3,532円、経常経費は457万881円で、収支差額は248万7,349円の赤字決算でした。また、公益財団法人移行後では、経常収益は1,493万1,749円、経常費用は1,224万1,728円で、収支差額は269万210円の黒字決算となっております。

収入の主なものは、黒大豆、水稻、飼料用稲、堆肥散布に係る作業等の受託収入で、6,366万600円、WCS水田活用自給力向上交付金203万5,240円、町からの運営補助金450万円であります。

同社は優良農地の保全や、高齢化等に対応した農作業の受託事業、特産丹波黒大豆の生産量の維持拡大、さらには、飼料用稲栽培の受託事業や直営栽培などにより、地域農業の振興を図っているところであります。

報告第8号 公益財団法人瑞穂農業公社の経営状況につきましては、平成25年7月1日付で公益財団法人に移行したことに伴い、公益財団法人への移行前の平成25年4月1日から6月30日までの状況を報告と、公益財団法人移行後の平成25年7月1日から、平成26年3月31日までを報告させていただきます。

まず、公益財団法人への移行前では、経常収益は1,006万2,142円、そして、経常経費が1,051万9,259円で、収支差額は45万7,117円の赤字決算でした。また、公益財団法人移行後では、経常収益は2,265万6,284円、経常費用は2,145万4,976円で収支差額は120万1,308円の黒字決算となっております。

収入の主なものは、受託事業収入880万4,327円、加工品販売収入306万8,906円、水田活用直接支払交付金ほか転作助成金等271万5,000円、町からの運営補助金1,300万円であります。

同社は、担い手の確保、育成を図り、効率的かつ安定的な農業経営に向けた農地の利用集積及び流動化の促進、農地管理や農作業の受委託などを推進するとともに、そばや飼料用米の栽培を行うなど、地域の農地保全や特性を生かした特産物の育成、加工、販売等を行っております。

今後とも、地域農業の中核として、丹波、瑞穂、両公社の一層の充実と経営の健全化を期待するものであります。

報告第9号 財団法人和知ふるさと振興センターの経營業務等につきましては、平成25年11月1日付で一般財団法人に移行したことに伴い、一般財団法人への移行前の平成25年4月1日から10月31日までの状況報告と、一般財団法人移行後の平成25年11月1

日から平成26年3月31日までを報告させていただきます。

まず、一般財団法人への移行前では、経常収益は、3億2,982万2,362円、経常経費は、3億1,099万8,212円で、収支差額は、1,538万8,250円の黒字決算でした。

また、一般財団法人移行後では、経常収益は、1億8,625万7,283円、経常費用は、1億9,484万2,862円で、税引き後の収支差額は、861万4,679円の赤字決算となっております。

なお、一般財団法人移行後は、閑散期となり、5カ月間の収支では赤字となっておりますが、通年では経常収益、5億1,607万9,645円、経常費用5億335万1,685円で、税引き後の収支差額は677万3,571円の黒字決算となっております。

収入の主なものは、営業収入4億6,035万658円、農作業受託収入4,584万9,168円、道の駅「和」の指定管理料300万円、買い物支援事業委託料150万円、わち山野草の森を始め、町施設の管理委託料2,499万8,000円であります。

同センターは特産品等の販売、都市住民との交流、観光レクリエーションを通じた農林水産業の振興など、幅広い活動を目的に、道の駅「和」、わち山野草の森等の管理運営、農作業受託事業等を行っております。今後とも経営の健全化に努め、地域産業の活性化が促進されることを期待するものであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

本報告につきましては、明日3日、午前9時から開催の全員協議会において質疑等の機会を設けますので、ご了承願いたいと思います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は10日に開催しますので、定刻までにご参集をください。

また、4日からは、各常任委員会が開催されます。ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

この後、議会広報特別委員会が開催されますので、委員の皆さんにはお疲れのところ、大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

なお、本日提案のありました一般会計補正予算の商工業振興事業に関しましては、議会運営委員会でも重要案件と判断され、9月9日に全員協議会を開催し、町執行部より詳細な説明を求めることといたしておりますので、報告いたします。

これをもって散会いたします。

ご苦労さんでございました。

散会 午後 3時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山内武夫

〃 署名議員 森田幸子